

# 官報号外

昭和五十八年三月三十一日

## ○第九回 参議院会議録第九号

昭和五十八年三月三十一日(木曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

昭和五十八年三月三十一日

午前十時開議

第一 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 海上衝突予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件(衆議院送付)

第一〇 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

附帯決議

○議長(徳永正利君) 日程第一 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長片岡勝治君。

建設委員長 片岡 勝治

建設委員長 德永 正利殿

参議院議長 片岡 勝治

審査報告書

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月二十四日

参議院議長 德永 正利殿

建設委員長 片岡 勝治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化等を図るために、新たに昭和五十八年度を初年度とする道路整備五箇年計画を定めるとともに、同計画にあわせて、昭和五十八年度を初年度とする奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和六十三年三月三十一日まで延長しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、五箇年計画に要する経費として、調整費を含め、三十八兆二千億円が予定されており、昭和五十八年度道路整備特別会計に二兆九百五十七億九千八百三十万円が計上されている。

五、第九次道路整備五箇年計画においては、豪雪地帯の除排雪対策、かけ崩れ対策など防災対策を重視するとともに、交通事故防止のための安全対策、老人・障害者の通行を容易にするための道路改良、歩道・自転車道及び自転車駐車場の整備、沿道における良好な生活環境を確保するための植樹帯、緩衝緑地、遮音壁等の整備促進に努めること。

また、土地区画整理事業、市街地再開発事業等における街路及びその附帯施設に対する助成の強化措置を講ずること。

六、道路整備計画の策定と事業の実施に当たつては、後進地域の道路整備の促進、自然環境の保全に特段の配慮を払うとともに、関係住民の意見を十分に尊重し、事業の円滑な実施に努めること。

右決議する。





掲げること。

五  
えい航物件の後端までの距離が二百メートルを超える場合は、できる限り前方の最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げること。

前二項に規定する他の動力船に引かれてゐる航行中の船舶その他の物件は、やむを得ない事由により前二項の規定による灯火又は形象物を表示することができない場合は、照明その他それを存在を示すために必要な措置を講ずることを

もべで足りる。

3 遺難その他の事由により救助を必要とし

報 (号外)

第二十五条第一項中「前条第三項若しくは第四項」を「前条第四項若しくは第七項」に改め、同条第三項中「十二メートル」を「二十メートル」に改め。

第二十七条第一項中「第二十四条第三項又は第四項」を「第二十四条第四項又は第七項」に、「次の各号に」を「次に」に、「七メートル」を「十一メートル」に改め、「その灯火」の下に「又は形象物」を加え、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「第三十条の規定によるびよう泊地」を「次に」に改め、「その灯火」の下に「又は形象物」を加え、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、

六項を次のように改める。

5 前項に規定する操縦性能制限船であつて、潜水夫による作業に従事しているものは、その船体の大きさのために同項第二号から第五号までの規定による灯火又は形象物を表示することができない場合は、次に定めるところにより、灯火又は信号板を表示することをもつて足りる。

一 最も見えやすい場所に白色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直線上の上方及び下方にそれぞれ紅色の全周灯一個を掲げるこ

は形象物を掲げること。  
第二十七条第七項中「七メートル」を「十二メートル」に改め、「操縦性能制限船」の下に「(潜水夫による作業に従事しているものを除く。)」を、「灯火」の下に「又は形象物」を加える。  
第二十九条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三号中「次条の規定によるびよう泊中の船舶の」を「最も見えやすい場所に次条第一項各号の規定による」に改める。  
第三十条第一項中「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第六項」に、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号に次のたし書を加える。

第三十三条第一項中「若しくは第四項」を、第四項若しくは第六項に、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号に次のたし書を加える。

ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、これらの灯火に代えて、白色の全周灯一個を

**第三十条第三項中「次の各号に」を「次に」に改  
換することとする。**

同項第一号に次の大たなし書を加える

これらの炬火に代えて、白色の全周灯一個を掲げることがである。

**第三十条第四項を削り、同条第五項中「又は乗  
り揚げてある船舶」を削り、「びよう泊をし、又は**

その乗り揚げている」を「びよう泊をしている」に改め、「第三項又は前項」を削り、同項を同条第

四項とし、同条に次の一項を加える。

は、第三項第二号又は第三号の規定による灯火  
の点滅回数を記入する。必要なら。

第三十五条第一項中「第十一項」を「第十二項」に  
改め、同条第六項中「以上の船舶」の下に「(第八項

8 の規定の適用があるものを除く。」を加え、同条第七項中「船舶」の下に「(次項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 びよう泊中の漁ろうに従事している船舶及び操縦性能制限船は、二分を超えない間隔で、長音一回に引き続く短音二回を鳴らすことにより汽笛信号を行わなければならない。

第三十六条に次の一項を加える。

2 前項の規定による発光信号又は探照灯による照射は、船舶の航行を援助するための施設の灯火と誤認されるものであつてはならず、また、ストロボ等による点滅し、又は回転する強力な灯火を使用して行つてはならない。

第四十一条第三項中「信号灯」の下に「形象物」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十八年六月一日から施行する。

(港則法の一部改正)

2 港則法(昭和二十三年法律第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

「第六章 船灯及び信号」を「第六章 灯火等」に改める。

(海上交通安全法の一部改正)

3 第二十七条第二項中「七メートル」を「十一メートル」に改める。

海上交通安全法(昭和四十七年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。



昭和五十八年三月三十一日

参議院会議録第九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一四四

## 別

3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
477,100	413,300	365,500	323,000	296,300	275,100	243,500	222,200	201,000
540,200	463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100
628,900	555,000	492,400	443,200	404,600	380,000	328,100	303,500	278,900
561,700	497,900	442,000	399,500	364,300	343,100	294,500	273,200	252,000
492,400	418,500	369,300	320,100	295,400	270,800	246,200	221,600	197,000
454,700	394,300	348,700	308,400	282,900	262,700	232,300	212,200	192,000
473,100	406,000	358,500	313,700	289,200	266,800	239,000	216,600	194,200
447,600	380,500	335,700	290,900	268,600	246,200	223,800	201,400	179,000
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
477,100	413,300	365,500	323,000	296,300	275,100	243,500	222,200	201,000
567,100	500,000	443,100	398,300	363,900	341,500	295,400	273,000	250,600
510,200	446,400	395,400	352,900	323,100	301,900	263,600	242,300	221,100
473,100	406,000	358,500	313,700	289,200	266,800	239,000	216,600	194,200
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
495,500	425,000	375,300	328,300	302,600	279,100	250,200	226,700	203,200
487,800	427,400	378,600	338,300	309,700	289,500	252,400	232,300	212,100
628,900	555,000	492,400	443,200	404,600	380,000	328,100	303,500	278,900
611,900	538,000	476,700	427,500	390,700	366,100	317,800	293,200	268,600
447,600	380,500	335,700	290,900	268,600	246,200	223,800	201,400	179,000
425,200	361,400	318,900	276,400	255,100	233,900	212,600	191,300	170,100
559,500	475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
406,000	348,900	308,200	270,100	248,900	229,900	205,500	186,400	167,400
626,600	532,600	470,000	407,300	376,000	344,600	313,300	282,000	250,600
604,300	513,700	453,200	392,800	362,600	332,400	302,200	271,900	241,700
432,400	375,300	332,000	298,900	269,500	250,500	221,200	202,100	183,100
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
611,900	538,000	476,700	427,500	390,700	366,100	317,800	293,200	268,600
473,100	406,000	358,500	313,700	289,200	266,800	239,000	216,600	194,200
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
380,500	323,400	285,400	247,300	228,300	209,300	190,300	171,200	152,200
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
521,900	451,400	399,100	352,100	323,200	299,700	265,900	242,400	218,900
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	288,100	257,400	231,600	205,900
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
428,300	367,900	324,900	284,600	262,300	242,100	216,600	196,500	176,300

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

## 一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	860,000	710,000	652,100	607,000	543,200
	インドネシア	1,000,000	820,000	748,800	696,000	618,800
	ヴィエトナム	980,000	910,000	839,800	783,300	709,500
	カンボディア	910,000	800,000	745,700	696,000	632,200
	シンガポール	880,000	760,000	689,400	640,100	566,300
	スリ・ランカ	740,000	680,000	620,700	577,800	517,400
	タイ	870,000	720,000	654,800	608,800	541,600
	大韓民国	890,000	690,000	626,600	581,900	514,700
	中華人民共和国	950,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	ネパール	930,000	850,000	782,900	729,600	655,800
	パキスタン	820,000	710,000	652,100	607,000	543,200
	バングラデシュ	890,000	820,000	757,700	707,200	640,000
	ビルマ	850,000	750,000	688,800	642,300	578,500
	フィリピン	870,000	720,000	654,800	608,800	541,600
	ブータン	880,000	850,000	782,900	729,600	655,800
	マレーシア	870,000	750,000	686,200	637,900	567,400
	モルディブ	730,000	710,000	657,400	613,100	552,700
	モンゴル	980,000	910,000	839,800	783,300	709,500
	ラオス	1,010,000	890,000	820,500	765,400	691,600
北 米	アメリカ合衆国	980,000	710,000	649,000	604,300	514,700
	カナダ	760,000	650,000	595,300	552,800	489,000
中 南 米	アルゼンティン	950,000	860,000	783,300	727,400	643,400
	アンティグア・バーブーダ	630,000	610,000	560,900	521,600	464,500
	ヴェネズエラ	1,060,000	970,000	877,200	814,600	720,600
	ウルグアイ	960,000	930,000	846,000	785,600	694,900
	エクアドル	660,000	640,000	589,500	548,900	491,800
	エル・サルヴァドル	750,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	ガイアナ	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	キューバ	910,000	890,000	820,500	765,400	691,600
	グアテマラ	740,000	720,000	654,800	608,800	541,600
	グレナダ	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	コスタ・リカ	600,000	580,000	532,700	494,700	437,600
	コロンビア	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	ジャマイカ	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	スリナム	800,000	780,000	714,800	665,200	594,700
	セント・ヴィンセント	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	セント・ルシア	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	チリ	870,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ドミニカ	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	ドミニカ共和国	710,000	650,000	592,100	550,500	490,100

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号 在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一四六

540,200	463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100
540,200	463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100
454,700	394,300	348,700	308,400	282,900	262,700	232,300	212,200	192,000
450,700	386,900	341,700	299,200	275,700	254,500	227,800	206,500	185,300
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
450,700	386,900	341,700	299,200	275,700	254,500	227,800	206,500	185,300
622,100	541,500	479,300	425,600	390,300	363,400	319,600	292,700	265,800
425,200	361,400	318,900	276,400	255,100	233,900	212,600	191,300	170,100
500,000	442,900	392,800	354,700	323,600	304,600	261,900	242,800	223,800
450,700	386,900	341,700	299,200	275,700	254,500	227,800	206,500	185,300
406,000	348,900	308,200	270,100	248,900	229,900	205,500	186,400	167,400
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
622,100	541,500	479,300	425,600	390,300	363,400	319,600	292,700	265,800
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
559,500	475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
537,100	456,500	402,800	349,100	322,300	295,400	268,600	241,700	214,800
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
581,900	494,600	436,400	378,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
559,500	475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
559,500	475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
537,100	456,500	402,800	349,100	322,300	295,400	268,600	241,700	214,800
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
492,400	418,500	369,300	320,100	295,400	270,800	246,200	221,600	197,000
581,900	494,600	436,400	378,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	トリニダード・トバゴ	850,000	820,000	748,800	696,000	618,800
	ニカラグア	850,000	820,000	748,800	696,000	618,800
	ハイティ	700,000	680,000	620,700	577,800	517,400
	パナマ	700,000	680,000	623,500	579,700	515,900
	バハマ	770,000	750,000	688,400	636,100	568,900
	巴拉グァイ	860,000	790,000	717,800	667,000	593,200
	バルバドス	770,000	750,000	688,400	636,100	568,900
	ブラジル	790,000	680,000	623,500	579,700	515,900
	ベリーズ	950,000	920,000	845,400	787,700	707,200
	ペルー	720,000	650,000	595,300	552,800	489,000
	ボリビア	770,000	720,000	668,800	620,000	562,900
	ホンジュラス	700,000	680,000	623,500	579,700	515,900
	メキシコ	710,000	610,000	560,900	521,600	464,500
欧 州	アイスランド	820,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	アイルランド	820,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	アルバニア	950,000	920,000	845,400	787,700	707,200
	イタリア	840,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	ヴァチカン	750,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	オーストリア	1,000,000	860,000	783,300	727,400	643,400
	オランダ	910,000	830,000	751,900	698,200	617,700
	ギリシャ	750,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	サイprus	750,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	スイス	980,000	900,000	814,700	756,500	669,200
	スウェーデン	790,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	スペイン	870,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ソヴィエト連邦	1,040,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	チェコスロvakia	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	デンマーク	870,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ドイツ民主共和国	1,000,000	860,000	783,300	727,400	643,400
	ドイツ連邦共和国	1,060,000	860,000	783,300	727,400	643,400
	ノールウェー	870,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ハンガリー	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	フィンランド	820,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	フランス	1,020,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ブルガリア	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	ベルギー	920,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ポーランド	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	ポルトガル	790,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	マルタ	750,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	ユーゴースラヴィア	910,000	830,000	751,900	698,200	617,700
	ルーマニア	890,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	ルクセンブルグ	780,000	760,000	689,400	640,100	566,300
	連合王国	1,160,000	900,000	814,700	756,500	669,200

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一四八

544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
611,900	538,000	476,700	427,500	390,700	366,100	317,800	293,200	268,600
634,200	557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
611,900	538,000	476,700	427,500	390,700	366,100	317,800	293,200	268,600
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
537,100	456,500	402,800	349,100	322,300	295,400	268,600	241,700	214,800
634,200	557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
566,600	489,400	432,600	381,200	350,000	324,300	288,300	262,500	236,800
711,600	617,600	546,500	483,800	444,000	412,600	364,300	333,000	301,600
656,600	576,000	510,200	456,500	417,600	390,700	340,200	313,300	286,400
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
656,600	576,000	510,200	456,500	417,600	390,700	340,200	313,300	286,400
633,800	546,500	483,000	424,800	390,300	361,200	321,900	292,800	263,700
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
656,600	576,000	510,200	456,500	417,600	390,700	340,200	313,300	286,400
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
634,200	557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
611,400	527,500	466,200	410,300	376,900	348,900	310,700	282,700	254,700
566,600	489,400	432,600	381,200	350,000	324,300	288,300	262,500	236,800
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
550,000	484,500	429,000	382,000	350,000	326,500	286,000	262,500	239,000
540,200	463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100
679,000	595,100	527,000	471,100	431,000	403,000	351,400	323,400	295,400
785,500	688,200	609,900	545,000	498,600	466,200	406,400	374,000	341,500
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
696,000	612,100	542,700	486,800	444,900	416,900	361,700	333,700	305,700
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
696,000	612,100	542,700	486,800	444,900	416,900	361,700	333,700	305,700
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
495,500	425,000	375,300	328,300	302,600	279,100	250,200	226,700	203,200
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
763,100	669,100	593,100	530,400	485,200	453,800	395,200	363,900	332,500

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

大洋州	ヴァヌアツ	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	オーストラリア	840,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	ギリバス	910,000	890,000	820,500	765,400	691,600
	ソロモン	950,000	920,000	851,700	794,400	717,200
	トゥヴァル	910,000	890,000	820,500	765,400	691,600
	トンガ	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	ナウル	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	西サモア	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	ニュー・ジーランド	910,000	830,000	751,900	698,200	617,700
	パプア・ニューギニア	950,000	920,000	851,700	794,400	717,200
	フィジー	880,000	850,000	777,400	723,300	646,100
中近東	アフガニスタン	1,150,000	1,060,000	970,700	904,100	810,100
	アラブ首長国連邦	990,000	960,000	883,000	823,500	743,000
	イエメン	1,000,000	980,000	902,300	841,400	760,900
	イスラエル	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	イラク	1,040,000	960,000	883,000	823,500	743,000
	イラン	1,100,000	950,000	871,500	810,700	723,400
	オマーン	1,000,000	980,000	902,300	841,400	760,900
	カタル	990,000	960,000	883,000	823,500	743,000
	クウェイト	1,040,000	960,000	883,000	823,500	743,000
	サウディ・アラビア	1,060,000	980,000	902,300	841,400	760,900
	ヨルダン	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	シリア	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	トルコ	810,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	バハレーン	950,000	920,000	851,700	794,400	717,200
	南イエメン	1,000,000	980,000	902,300	841,400	760,900
	レバノン	1,060,000	920,000	840,100	781,600	697,600
アフリカ	アルジェリア	980,000	850,000	777,400	723,300	646,100
	アンゴラ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ウガンダ	840,000	820,000	751,500	700,500	630,000
	エジプト	950,000	820,000	748,800	696,000	618,800
	エティオピア	1,080,000	990,000	914,400	852,700	768,700
	ガーナ	1,180,000	1,150,000	1,059,000	986,900	889,600
	カーボ・ヴェルデ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ガボン	1,040,000	1,010,000	933,700	870,600	786,600
	上沃尔タ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	カメルーン	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ガンビア	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ギニア	1,040,000	1,010,000	933,700	870,600	786,600
	ギニア・ビサオ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ケニア	870,000	750,000	686,200	637,900	567,400
	コモロ	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	コンゴー	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ザイール	1,210,000	1,120,000	1,027,600	957,800	863,800

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号 在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
679,000	595,100	527,000	471,100	431,000	403,000	351,400	323,400	295,400
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
666,900	579,600	512,900	454,700	417,100	388,000	342,000	312,900	283,800
679,000	595,100	527,000	471,100	431,000	403,000	351,400	323,400	295,400
634,200	557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
696,000	612,100	542,700	486,800	444,900	416,900	361,700	333,700	305,700
473,100	406,000	358,500	313,700	289,200	266,800	239,000	216,600	194,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
492,400	418,500	396,300	320,100	295,400	270,800	246,200	221,600	197,000
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
473,100	406,000	358,500	313,700	289,200	266,800	239,000	216,600	194,200
634,200	557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900

別										
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号			
円	円	円	円	円	円	円	円			
413,300	365,500	323,000	296,300	275,100	243,500	222,200	201,000			
413,300	365,500	323,000	296,300	275,100	243,500	222,200	201,000			
413,300	365,500	323,000	296,300	275,100	243,500	222,200	201,000			
522,500	462,500	411,100	376,800	351,100	308,400	282,600	256,900			
463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100			
463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100			

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	サントメ・プリンシペ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
ザンビア	880,000	850,000	782,900	729,600	655,800	
シエラ・レオーネ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
ジブティ	1,020,000	990,000	914,400	852,700	768,700	
ジンバブエ	810,000	790,000	717,600	667,000	593,200	
スーダン	1,000,000	980,000	902,300	841,400	760,900	
スワジランド	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500	
セイシェル	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500	
赤道ギニア	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
セネガル	890,000	820,000	746,200	694,300	620,500	
象牙海岸共和国	1,080,000	990,000	908,200	846,000	758,700	
ソマリア	1,020,000	990,000	914,400	852,700	768,700	
タンザニア	1,000,000	920,000	851,700	794,400	717,200	
チャード	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
中央アフリカ	1,040,000	1,010,000	933,700	870,600	786,600	
チュニジア	740,000	720,000	654,800	608,800	541,600	
トーゴー	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
ナイジェリア	1,290,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
ニジェール	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
ブルンディ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
ベナン	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
ボツワナ	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500	
マダガスカル	930,000	850,000	782,900	729,600	655,800	
マラウイ	880,000	850,000	782,900	729,600	655,800	
マリ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
南アフリカ共和国	830,000	760,000	689,400	640,100	566,300	
モーリシャス	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500	
モーリタニア	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
モザンビーク	880,000	850,000	782,900	729,600	655,800	
モロッコ	740,000	720,000	654,800	608,800	541,600	
リビア	950,000	920,000	851,700	794,400	717,200	
リベリア	1,000,000	980,000	902,300	841,400	760,900	
ルワンダ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700	
レソト	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500	

## 二 総領事館

地 域	所 在 地	号				
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号
ア フ リ カ	カルカタ	690,000	607,000	543,200	477,100	
	ポンペイ	690,000	607,000	543,200	477,100	
	マドラス	670,000	607,000	543,200	477,100	
	ウジュン・パンダン	830,000	758,600	681,400	599,700	
	ジャカルタ	770,000	696,000	618,800	540,200	
	スラバヤ	770,000	696,000	618,800	540,200	

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一五三

	メダン	800,000	696,000	618,800	540,200
	バンコック	670,000	608,800	541,600	473,100
	釜山	670,000	581,900	514,700	447,600
	広州	700,000	636,100	568,900	499,500
	上海	700,000	636,100	568,900	499,500
	カラチ	690,000	607,000	543,200	477,100
	マニラ	670,000	608,800	541,600	473,100
	ペナン	700,000	637,900	567,400	495,500
	香港	720,000	611,000	540,500	470,000
北米	アガナ	740,000	669,100	591,900	514,700
	アトランタ	640,000	581,900	514,700	447,600
	アンカレッジ	720,000	669,100	591,900	514,700
	カンザス・シティ	640,000	581,900	514,700	447,600
	サン・フランシスコ	670,000	581,900	514,700	447,600
	シアトル	670,000	581,900	514,700	447,600
	シカゴ	670,000	581,900	514,700	447,600
	ニュー・オルリンズ	640,000	581,900	514,700	447,600
	ニュー・ヨーク	830,000	640,100	566,300	492,400
	ヒューストン	670,000	581,900	514,700	447,600
	ポートランド	640,000	581,900	514,700	447,600
	ボストン	710,000	640,100	566,300	492,400
	ホノルル	730,000	640,100	566,300	492,400
	ロス・アンジェルス	670,000	581,900	514,700	447,600
	ヴァンクーバー	630,000	552,800	489,000	425,200
	ウィニペッグ	610,000	552,800	489,000	425,200
	エドモントン	610,000	552,800	489,000	425,200
	トロント	630,000	552,800	489,000	425,200
	モントリオール	630,000	552,800	489,000	425,200
中南米	クリチバ	610,000	552,800	489,000	425,200
	サン・パウロ	630,000	552,800	489,000	425,200
	ペレーン	670,000	607,000	543,200	477,100
	ポルト・アレグレ	610,000	552,800	489,000	425,200
	マナオス	710,000	642,300	578,500	510,200
	リオ・デ・ジャネイロ	630,000	552,800	489,000	425,200
	レシフェ	640,000	579,700	515,900	450,700
	リマ	610,000	552,800	489,000	425,200
欧州	ミラノ	680,000	611,000	540,500	470,000
	ジュネーヴ	840,000	756,500	669,200	581,900
	テス・バルマス	740,000	669,100	591,900	514,700
	ナホトカ	860,000	765,400	691,600	611,900
	ハバロフスク	800,000	729,600	655,800	577,400
	レニングラード	770,000	694,300	620,500	544,300
	デュッセルドルフ	810,000	727,400	643,400	559,500

## 官 報 (号 外)

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
494,600	436,400	378,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800
399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
456,500	402,800	349,100	322,300	295,400	268,600	241,700	214,800
557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
631,100	559,500	501,300	458,300	429,200	372,900	343,800	314,700
593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
418,500	369,300	320,100	295,400	270,800	246,200	221,600	197,000

別										
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
425,000	375,300	328,300	302,600	279,100	250,200	226,700	203,200			
444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200			

別										
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
492,400	418,500	369,300	320,100	295,400	270,800	246,200	221,600	197,000		
581,900	494,600	436,400	378,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800		
581,900	494,600	436,400	378,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800		
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	288,100	257,400	231,600	205,900		
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	288,100	257,400	231,600	205,900		

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	ハンブルグ フランクフルト ベルリン ボン ミュンヘン パリ マルセイユ ロンドン	830,000 810,000 830,000 810,000 810,000 740,000 740,000 840,000	727,400 727,400 727,400 727,400 727,400 669,100 669,100 756,500	643,400 643,400 643,400 643,400 643,400 591,900 591,900 669,200	559,500 559,500 559,500 559,500 559,500 514,700 514,700 581,900
大洋州	シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド ポート・モレスビー	700,000 680,000 680,000 700,000 770,000 870,000	611,000 611,000 611,000 611,000 698,200 794,400	540,500 540,500 540,500 540,500 617,700 717,200	470,000 470,000 470,000 470,000 537,100 634,200
中近東	ホラムシャハル ジュッダ イスタンブル	990,000 920,000 680,000	899,700 841,400 611,000	812,400 760,900 540,500	718,400 673,600 470,000
アフリカ	プレトリア	710,000	640,100	566,300	492,400

## 三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
アジア	コタ・キナバル	680,000	637,900	567,400	495,500
中南米	エンカルナシオン	710,000	667,000	593,200	517,900

## 四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北米	ニューヨーク (国際連合)	980,000	760,000	689,400	640,100	566,300
欧州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) (軍縮委員会) パリ (経済協力開発機構) ブリュッセル (欧州共同体)	1,160,000 930,000 1,020,000 920,000	900,000 900,000 790,000 790,000	814,700 814,700 720,600 720,600	756,500 756,600 669,100 669,100	669,200 669,200 591,900 591,900

## 附 則

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンティグア・パーバーダ及び在ベリーズの各日本国大使館に関する部分、「ジッダ」を「リアド」に改める部分並びに在ジッダ日本國總領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

[増田盛若登壇 拍手]

○増田盛若 ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、カリブ海にあるアンティグア・パーバーダと中美のベリーズにそれぞれ兼轄の大使館を設置すること、サウジアラビアのジッダに総領事館を設置すること、最近の為替相場の変動等にかんがみ、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、外務省の情報収集機能及び広報文化活動の強化、在外勤務の環境整備、在勤基本手当の改定率等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨三十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

## ○議長(徳永正利君) 日程第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案

## 日程第五 総務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。文教委員長堀内俊夫君。

[審査報告書]

国立学校設置法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月三十一日

参議院議長 徳永 正利殿 文教委員長 堀内 俊夫

## 二、委員会の決定の理由

本法律案は、三重大学に人文学部を、奈良教育大学及び福岡教育大学に大学院をそれぞれ設置するとともに、高岡短期大学を新設し、山形大学工業短期大学部を廃止するほか、昭和四十年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであり、おむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

八年後以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであり、おむね妥当な措置と認めた。

昭和五十八年三月二十四日  
参議院議長 徳永 正利殿

[審査報告書]

政府及び関係者は、左記事項の実現に特段の配慮を行うべきである。

一、我が国高等教育の一層の振興を図るため、財政事情並びに私学の果たす役割に配慮しつつ、地方国立大学の整備充実に努めること。

## 二、教員の資質向上のため、教員養成に当たる大

学、大学院においては教育内容の充実及び現職教員の積極的受入れに努めること。

三、高岡短期大学については、地域の要請にこたえた特色ある高等教育機関として整備充実すること。

四、筑波大学の「国際関係学類」においては、平和な国際社会の進展に貢献し得る人材の養成に努めること。

五、国公立大学の共通一次試験の改善について

は、可及的速やかに関係者の合意を得るよう努めるとともに、二次試験についても、各大学における自主的な改善工夫を促進すること。

右決議する。

## 国立短期大学の名称

## 位 置

高岡短期大学

富山県

第三条の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、「社会工学」の下に「国際関係」を加える。

附則第三項中「一万六千二百三十八人」を「一万七千八百九十五人」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第三条の三の改正規定(同条の表の改正規定を除く。)は同年十月一日から、同表の改正規定は昭和六十年四月一日から施行する。

(山形大学工業短期大学部の存続に関する経過措置)

2 山形大学工業短期大学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条の三第二項の規定にかかるらず、昭和六十年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

## (高岡短期大学の学生の入学)

3 高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

(高岡短期大学の学生の入学)  
第三条の三中「国立短期大学の名称及び位置は」を「国立大学に併設される国立短期大学の名称及び位置並びにその国立短期大学を併設する国立大学の名称は」に改め、「とし、その国立短期大学

## 審査報告書

は、同表下欄に掲げる国立大学に併設されるもの」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

国立短期大学(国立大学に併設されるものを除く。)の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月三十日

参議院議長 徳永 正利殿 文教委員長 堀内 俊夫

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十八年三月二十五日

参議院議長 徳永 正利殿 衆議院議長 福田 一  
衆議院議長 徳永 正利殿

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、児童生徒急増市町村が設置する小中学校校舎の新增築に要する経費に係る国の負担割合を三分の二（政令で定める市町村については七分の四）に引き上げる措置を、引き続き昭和六十二年度まで継続しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。

#### 二、費用

本法律施行に要する経費として、昭和五十八年度一般会計予算に二百六十六億四百万円が計上されている。

### 附帯決議

義務教育諸学校施設の重要性とその整備の現状にかんがみ、政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、児童生徒急増市町村における学校施設の整備が円滑に実施されるよう、必要な事業量とその財源の確保等に努めること。  
二、学校の施設設備については、安全性に留意することともに情操豊かでたくましい児童生徒の育成に配慮した整備を図ること。  
三、学校規模の適正化を図るために、過大規模校の分離の促進に努めること。  
右決議する。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本共産党を代表して佐藤委員より、原案から筑波大学の国際関係学類の新設に係る部分を削除する旨の修正案が提出されました。

議論はなく、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもつて否決、次いで原案は賛成多数をもつて可決、よつて本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、片山委員より五会派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案は、児童生徒急増市町村が設置する小中学校校舎の新增築費に対する國の負担割合三分の二の特例措置を昭和六十二年度まで継続しようとするものであります。が、政令で定める市町村については、國の負担割合を七分の四としております。

町村においては、不足教室の解消等円滑な施設整備の促進、学校規模の適正化、情操費がでたくましい児童生徒の育成に配慮した安全な施設の整備、障害児受け入れのための施設設備のあり方などの諸問題について熱心な質疑が行われました。

○議長（徳永正利君）過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

（賛成者起立）

ことに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（徳永正利君）これより採決をいたしました。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（徳永正利君）過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

（賛成者起立）

○議長（徳永正利君）これより採決をいたしました。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（徳永正利君）過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

（賛成者起立）

○議長（徳永正利君）これより採決をいたしました。

まず、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（徳永正利君）過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

（賛成者起立）

○議長（徳永正利君）これより採決をいたしました。

まず、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（徳永正利君）過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

（賛成者起立）

ち自動車に係る負担分については、昭和五十八

年度及び五十九年度においても引き続き、政府が自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に対し交付しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用  
なお、別紙の附帯決議を行つた。  
本法施行のため、昭和五十八年度一般会計予算に百五十四億八千百万円が計上されている。

**附帶決議**  
政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

官 報 (号 外)

五、浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況にか  
ら。  
四、補償給付の改善を行うとともに、公害保健福  
祉事業の実施については、関係地域住民並びに  
患者の意見を尊重してその充実、強化を図ること。  
三、最近における都市型複合汚染に対処するた  
め、窒素酸化物等についても健康被害との因果  
関係を究明し、その結果に基づいて地域指定の  
見直しを行うこと。

昭和五十八年三月二十四日  
よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案  
号)の一部を次のように改正する。  
附則第十九条の二(見出しを含む。)中「昭和五十九年度」を「昭和五十九年度」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

右決議する。  
立するよう検討すること。  
態の把握に努め、被害者の補償措置を早急に確  
よる健康被害及び財産被害についても、その実

、国立水俣病研究センターについては、なお一層体制の整備に努めるとともに、研究成果をふまえて水俣病の治療体制の充実についても検討すること。

の確立に努めること。  
べ、公害健康被害に関する調査・研究について  
は、その結果を公表し、本制度の適正化に資す

「宮之原貞光君登壇」

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

○宮之原貴光君　ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきま

して、公害及び交通安全対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鶴木一弘君。

## 審査報告書

昭和五十八年三月三十日

## 要領書

め、自動車に係る騒音、排気ガス等の規制を強化するとともに、物流及び土地利用の適正化を含めた総合的な交通公害対策を推進すること。  
三、最近における都市型複合汚染に対処するため、窒素酸化物等についても健康被害との因果関係を究明し、その結果に基づいて地域指定の見直しを行うこと。

**公害健康被害補償法の一部を改正する法律案**  
**公害健康被害補償法の一部を改正する法律案**  
**公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百十  
号）の一部を次のように改正する。**

四 捜査結果の改善を行うとともに、公害保健福祉事業の実施については、関係地域住民並びに

○議長(鶴永正和君) これより採決をいたします。

[贊成者起立]

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。





中「軽油の引取」を「軽油の引取り」に改め、同条第二号中「その他の政令で定める公共の用に供する施設の電源用」を「の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるもの」に、「軽油の引取」を「軽油の引取り」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「軽油の引取」を「軽油の引取り」に改める。

五百円に改め、同条第一号中「一千円」を「一千二百円」に改める。

項の表の第七号」に改め、同条第十一項中「前項に定めるもののほか」を「第一項の法人と当該法人以外の者との共同行為である事業所用家屋の新築又は増築で当該事業所用家屋の全部又は一部を当該法人が所有することとなるものに係るものについての同項の規定の適用の範囲」に、「同項から第九項まで」を「第一項から第九項まで」に改める。

第七百一条の四十一第二項中「政令で定める事業所等」の下に「(身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)第十八条第一項第三号の助成金の支給に係る施設又は設備に係る

百一十万円	百二十万円（事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、百五十万円）	七十万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、九十万円）	十六万円
-------	--	--	------

ものに限る。」を、「事業所用家屋の新築若しくは増築」の下に「(当該事業所用家屋に係る施設又は設備が同号の助成金の支給を受けて設置され、又は整備される場合に限る。)」を加え、同条第九項中「前項に定めるものほか、第一項の表」を「第一項に規定する施設に係る事業を行なう者とその他の者との共同行為である事業所用家屋の新築又は増築で当該事業所用家屋の全部又は一部を当該事業を行う者が所有することとなるものに係るものについての同項の規定の適用の範囲、同項の表」に、「第一項から第七項までの規定のうち」を「同項から第七項までの規定のうち」に改める。

第七百一条の四十八中「一月以内」を「二月以内」に改める。

第七百二条第一項中「第三百四十九条の三第十一項から第十二項まで、第十四項、第十五項又は第十八項」を「第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十三項、第十四項又は第十七項」に改める。

第七百三条の四第四項ただし書中「二十七万円」を「二十八万円」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百十二条第一項の項及び第三百十二条第二項の項を次のよう改める。

附則第三条の三中「昭和五十七年度分」を「昭和五十八年度分」と改める。 附則第八条第二項中「租税特別措置法の一部		六万円	
下「昭和五十一年法律第五号」という。による改 正前の租税特別措置法第六十八条の三（昭和五 十一年法律第五号附則第十七条の規定によりそ の例によることとされる場合を含む。）又は「」を 削る。		四万八千円	
附則第三百十二条第二項		第三百十二条第二項	
同表の第六号に掲げる法人等については二万七千円	同表の第五号に掲げる法人等については八万円	百万円	一万六千円
前項の表の第六号に掲げる法人等については八万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合、以外の場合には、第五十二条第一項の表の第四号に該当するものについては十万円、同表の第五号に該当するものについては五万二千円）	前項の表の第五号に該当するものについては十 万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合、以外の場合には、百八十万円）	百五十万円	四万八千円
前項の表の第六号に掲げる法人等については八万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合、以外の場合には、百二十万円）	前項の表の第四号に該当するものについては十 万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合、以外の場合には、百三十万円）	二十七万円	七万二千円
前項の表の第六号に掲げる法人等については八万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合、以外の場合には、百三十万円）	前項の表の第四号に該当するものについては十 万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合、以外の場合には、百三十万円）	二十七万円	六万円

昭和五十八年三月二十一日 参議院会議録第九号附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる昭和五十一年法律第五号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項、「を削る。」

「一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。  
附則第十一条第二項及び第四項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間」、「五分の四」を「五分の三」に改める。

附則第十二条の四第七項中「(昭和三十五年法律第二百二十三号)」を削り、「昭和五十八年三月三十日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第九項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

(昭和五十八年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の特例)

第十二条の二 昭和五十八年度分の道府県たばこの消費税及び市町村たばこ消費税に限り、第七十四条第三項又は第四百六十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「製造たばこの本数を」とあるのは、「製造たばこの本数 (昭和五十八年三月から昭和五十九年二月までの間において政令で定める期間内に小売元又は直接消費者に売り渡した製造たばこの本数については、当該売り渡した製造たばこの本数に政令で定める率を乗じて得た本数)」とする。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

(自動車税の税率の特例)

第十二条の三 昭和五十八年度分及び昭和五十九年度分の自動車税に限り、電気を動力源とする自動車で自治省令で定めるものに対する百四十七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「七万千円」とあるのは「転

年 九 月

項各号」とあるのは「同項各号(附則第十二条の三第一項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。」と、同条第四項中「第一項又は」とあるのは「第一項(附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は」と、「前項」とあるのは「前項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「第一項各号」とあるのは「第一項各号(同条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項(附則第十二条の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

附則第十三条中「百八十円」を「一百円」に、五百四十円」を「六百円」に改める。

附則第十五条第五項中「昭和四十年一月二日から昭和五十七年一月一日まで」を「昭和五十七年一月一日から昭和五十九年一月一日まで」に、

地方税法等の一部を改正する法律案

27 のに七日改項の百年中る当改年か改三

三該増設部分とし、また、これらの倉庫に附する機械設備で政令で定めるものを含む。以本項において同じ。」を「当該増設部分とする。若しくは当該倉庫に附属する政令で定める機械設備又は政令で定める貯蔵タンク（以下本項において「貯蔵タンク」という。）に、「当該倉庫」に、「当該倉庫等」に改め、「二分の一」の下に「（貯タンク又は倉庫に附属する機械設備にあって、当該貯蔵タンク又は倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格三分の一）」を加え、同条第八項中「第三百四十九条の三第三項、第四項若しくは第二十一項」「第三百四十九条の三第三項、第四項若しくは第二十項」に改め、同条第十項中「第三百四十二条の三第八項又は第九項」を「第三百四十九条第三項又は第八項」に改め、同条第十二項「第四十三条规定第一項の表の第五号」を「第四十条第一項の表の第六号」に、「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」を「昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第十三項中「昭和五十三年一月二日から昭和五十七年一月一日まで」を「昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日まで」に改め、「二分の一」の下に「（線路設備にあっては、該線路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一）」を加え、同条第十六項「第三二十四項」に、「附則第十七項から第十九条まで」を「附則第十七項から第二十項まで」に改め、同条第二十一項中「昭和五十六年十月一から昭和五十七年一月一日まで」を「昭和五十年一月二日から昭和五十九年一月一日まで」に改め、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条に次一項を加える。

<sup>2</sup> 二月，漢高祖還定三秦，韓王信、魏王豹反。

第八十一号」第十四条の規定による承認を受けた機械及び装置のうち、昭和六十二年三月三十日までに新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十六条第五項中「昭和五十七年一月一まで」を「昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間」に、「三分の一」を「四分一」に改め、同条第六項中「昭和五十七年一月一日」を「昭和五十九年一月一日」に改める。

附則第二十九条の五第四項中「翌日」を「属する年の一月一日」に改める。

附則第三十条の二を次のよう改める。

(軽自動車税の税率の特例)

三十条の一 昭和五十九年度分及び昭和五十九年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で自治省令で定めるものに対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「七百円」とあるのは「六百五十円」と、同号ロ中「一千円」とあるのは「千円」と、同号ハ中「一千四百五十円」とあるのは「一千三百円」と、同項第二号イ中「二千二百円」とあるのは「二千円」と、同号ロ中「二千八百五十円」とあるのは「二千六百円」と、同号ハ中「六千五百円」とあるのは「五千九百円」と、「三千六百五十円」とあるのは「三千三百円」と、同項第三号中「三千六百五十円」とあるのは「三千三百円」とする。

昭和五十八年度分及び昭和五十九年度分の軽自動車税に限り、第四百四十四条第二項中「前項」とあるのは「前項(附則第三十条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「前項各

(一号) 第十四条の規定による承認を受ける固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械及に対しして新たに固定資産税が課されるなつた年度から三年度分の固定資産税、当該機械及び装置に係る固定資産税標準となるべき価格の四分の三の額と十六条第五項中「昭和五十七年一月一と昭和五十七年一月二日から昭和五十一年までの間」に、「三分の一」を「四分の四百四十四条第一項の規定の適用につき、同項第一号イ中「七百円」とあるのは「五百円」と、同号ロ中「千三百円」とあるのは「一千六百五十円」とあるのは「一千六百円」とあるのは「五千九百円」とあるのは「六千五百円」とあるのは「五千九百円」三千六百五十円」とあるのは「三千三百同項第三号中「三千六百五十円」とある三千三百円」とする。

五十八年度分及び昭和五十九年度分の車税に限り、第四百四十四条第二項中とあるのは「前項(附則第三十条の二第一規定により読み替えて適用される場合」と、「同項各号」とあるのは「前項各



税については、なお従前の例による。

(娯楽施設利用税に関する経過措置)

第五条 新法第七十八条第一項及び第三項の規定は、昭和五十八年六月一日以後における新法第七十五条第一項各号に掲げる施設の利用に対し課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前における当該施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)

第六条 新法第一百四十四条の三第一項の規定は、昭和五十九年一月一日以後の旅館における宿泊及

びこれに伴う飲食に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(鉱区税に関する経過措置)

第七条 新法第一百八十一条第一項及び新法附則第十三条の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の鉱区税について適用し、昭和五十七年度分まで

の鉱区税について適用し、昭和五十七年度分まで

の個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三条の三第三項及び第四項の規定は、昭和五十七年度分の個人の市町村民税について適用する。

3 農業機械化研究所が昭和五十七年一月一日ま

いては、なおその効力を有する。

新法第三百十二条第一項、第二項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は

新法第三百二十二条の八第五項の期間に係る法

人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市

町村民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかるわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条の八第一項の申告書(法人税法第七十一条第一項)の提出期限が施行日前であります。この提出期限が施行日前であります。この提出期限までに提出すべき申告書に係る市町村民税と當該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に係る市町村民税と

項において適用する場合を含む)の規定により

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人

が、新法第三百二十二条の八第一項の規定により

当該申告書の提出期限までに提出すべき申告

書に限る)の提出期限が施行日前であります。この提出期限までに提出すべき申告書に係る市町村民

税については、その法人の当該申告書に係る市町村民税と

して納付した又は納付すべきであつた市町村民

税については、なお従前の例による。

5 新法附則第八条第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税につ

いて適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例によ

る。

(固定資産税に関する経過措置)

6 昭和五十七年一月二日から同年十二月三十一

日までの間に新設され、又は増設された新法附則第十五条第五項に規定する倉庫等に対して課

する固定資産税に係る同項の規定の適用につ

ては、同項中「二分の一」(貯蔵タンク又は倉庫に

附属する機械設備にあつては、当該貯蔵タンク

又は倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税

の課税標準となるべき価格の三分の二)」である

のは、「二分の一」とする。

7 昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二条に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 昭和五十三年一月二日から昭和五十七年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十三条に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 昭和五十六年十月一日から昭和五十七年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和五十七年一月一日までに新築された旧法附則第十六条第五項に規定する家屋に対して課

でに取得した直接農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二条)第三十九条第二号に規定する業務の用に供する固定資産について

は、旧法第三百四十八条第二項第二十三号の四の規定は、なおその効力を有する。

新法第三百五十二条の二の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新法第三百五十二条の二の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 昭和四十年一月二日から昭和五十七年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第五項に規定する倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十七年一月二日から同年十二月三十一

日までの間に新設され、又は増設された新法附則第十五条第五項に規定する倉庫等に対して課

する固定資産税に係る同項の規定の適用につ

ては、同項中「二分の一」(貯蔵タンク又は倉庫に

附属する機械設備にあつては、当該貯蔵タンク

又は倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税

の課税標準となるべき価格の三分の二)」である

のは、「二分の一」とする。

7 昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二条に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 昭和五十三年一月二日から昭和五十七年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十三条に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 昭和五十六年十月一日から昭和五十七年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和五十七年一月一日までに新築された旧法附則第十六条第五項に規定する家屋に対して課

する固定資産税については、なお従前の例による。

(電気税に関する経過措置)

第十一條 新法第四百八十九条第一項の規定は、昭和五十八年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税であつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に對して課する電気税(特別徴収に係る電気税であつては、同日前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十二条 新法第五百八十六条第二項第十一号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る)は、昭和五十八年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十八年度分までの土地に対して課する特別土地保有税について課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百条の六の規定は、昭和五十八年六月一日以後の軽油の引取りに對して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに對して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第七百条の五十二の規定は、施行

べき入獣税について適用し、施行日前に狩猟者



置は、政令で定める。

「宮田輝君登壇、拍手」

○宮田輝君 ただいま議題となりました法律案は、地方税負担の現状等にかんがみ、個人住民税の所得割について、低所得者層に対し実施されて

いる非課税措置を昭和五十八年度においても継続して行うこと、法人住民税の均等割、娯楽施設利用税、狩獵者登録税等の税率を引き上げ適正化す

ること、料理飲食等消費税について基礎控除額を引き上げること、自動車取得税及び軽油引取税に行われている税率等の特例措置を二年延長することと、東北新幹線及び上越新幹線の開業に伴い日本

国有鉄道の市町村納付金について特例規定を設けることなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、個人住民税の減税、非課税規定の整理、地方道路税源の充実・合理化、市町村納付金の適正化等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで、日本社会党及び日本共

産党共同提出に係る修正案について、提案者を代表し志苦委員より修正趣旨の説明があつた後、討論に入りましたところ、日本社会党を代表し上野委員より、日本共産党を代表して神谷委員より、それぞれ原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して松浦委員より原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して大川委員より、民社党・国民連合を代表して田

渕委員より、それぞれ原案及び修正案に反対する旨が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

○議長(徳永正利君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

○議長(徳永正利君) まず、委員長の報告を求めます。通信委員長八百板正君。

○議長(徳永正利君) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

○議長(徳永正利君) まず、委員長の報告を求めます。通信委員長八百板正君。

○議長(徳永正利君) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

○議長(徳永正利君) まず、委員長の報告を求めます。通信委員長八百板正君。

○議長(徳永正利君) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

#### 要領書

一、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること。

一、国際放送については、その受信改善が急務であることからかんがみ、速やかに送信設備の刷新増強の計画を確立し、その具体化を図るとともに、交付金の増額等に努めること。

一、衛星放送等ニードメディアの放送サービスについては、その特質を生かした有効活用と普及促進を図るため、適切な措置を講ずること。

一、協会は、厳しい経営環境を踏まえ、一層、事業計画においては、視聴者の意向に応じた番組の編成、営業活動の積極化による受信料収入の確保、放送衛星の打上げ等新しい放送サービスの推進等に重点を置いていく。

一、これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当なものと認める。

一、事業計画においては、視聴者の意向に応じた番組の編成、営業活動の積極化による受信料収入の確保、放送衛星の打上げ等新しい放送サービスの推進等に重点を置いていく。

一、協会は、厳しい経営環境を踏まえ、一層、事業運営の刷新、効率化を推進するほか、多様化、高度化する新しい放送に対応した長期的経営計画を策定すること。

一、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること。

一、国際放送については、その受信改善が急務であることからかんがみ、速やかに送信設備の刷新増強の計画を確立し、その具体化を図るとともに、交付金の増額等に努めること。

一、衛星放送等ニードメディアの放送サービスについては、その特質を生かした有効活用と普及促進を図るため、適切な措置を講ずること。

一、協会は、厳しい経営環境を踏まえ、一層、事業運営の刷新、効率化を推進するほか、多様化、高度化する新しい放送に対応した長期的経営計画を策定すること。

一、協会は、厳しい経営環境を踏まえ、一層、事業運営の刷新、効率化を推進するほか、多様化、高度化する新しい放送に対応した長期的経営計画を策定すること。

一、協会は、厳しい経営環境を踏まえ、一層、事業運営の刷新、効率化を推進するほか、多様化、高度化する新しい放送に対応した長期的経営計画を策定すること。

一、協会は、厳しい経営環境を踏まえ、一層、事業運営の刷新、効率化を推進するほか、多様化、高度化する新しい放送に対応した長期的経営計画を策定すること。

一、協会は、厳しい経営環境を踏まえ、一層、事業運営の刷新、効率化を推進するほか、多様化、高度化する新しい放送に対応した長期的経営計画を策定すること。

一、協会は、厳しい経営環境を踏まえ、一層、事業運営の刷新、効率化を推進するほか、多様化、高度化する新しい放送に対応した長期的経営計画を策定すること。

一、協会は、厳しい経営環境を踏まえ、一層、事業運営の刷新、効率化を推進するほか、多様化、高度化する新しい放送に対応した長期的経営計画を策定すること。

一、協会は、厳しい絏営環境を踏まえ、一層、事業運営の刷新、効率化を推進するほか、多様化、高度化する新しい放送に対応した長期的経営計画を策定すること。



(外) 口頭

<p><b>出 资</b></p> <table border="0"> <tr> <td>放送債券償還積立資産繰入</td> <td>257,173千円</td> </tr> <tr> <td>放送債券償還金</td> <td>4,862,000千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金返還金</td> <td>1,370,000千円</td> </tr> <tr> <td>(計) 資本収支差金</td> <td>1,495,000千円</td> </tr> </table> <p><b>事業収支差金</b> △10,610,000千円をもって補てんする。</p> <p>事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は、291,033,644千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は、301,531,644千円であり、経常事業収支差金は、△10,438,000千円である。この経常事業収支差金は、上記の前期繰越金をもって補てんする。</p>	放送債券償還積立資産繰入	257,173千円	放送債券償還金	4,862,000千円	長期借入金返還金	1,370,000千円	(計) 資本収支差金	1,495,000千円	<p><b>2 建設計画</b></p> <p>建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に 226 億 9,900 万円、演奏所の整備に 2,000 万円、放送設備の整備に 120 億 3,500 万円、研究設備の整備等に 52 億 4,600 万円、総額 400 億円をもって施行する。</p> <p>(1) テレビジョン放送網計画</p> <p>テレビジョン放送の難視聴地域の解消をより効率的に進めることとし、60 地区にテレビジョン局を建設するほか、辺地における共同受信施設については、210 施設を設置する。</p> <p>また、テレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備及び県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。</p> <p>(2) ラジオ放送網計画</p> <p>中波放送所の増力整備等を進めるほか、中波放送局 2 局及び FM 放送局 3 局を建設する。</p> <p>また、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、48 億 7,300 万円である。</p> <p>(3) 演奏所整備計画</p> <p>老朽、狭隘な地方放送会館の整備を取り進める。</p> <p>これに要する経費は、2,000 万円である。</p> <p>(4) 放送設備整備計画</p> <p>ローカル放送充実のための放送機器の整備を行うとともに、テレビジョン・文字多重放送等新しい放送サービスに必要な設備の整備を行うほか、老朽の著しい中継放送用機器等の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、120 億 3,500 万円である。</p> <p>(5) 研究設備、一般施設整備計画等</p> <p>新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器の整備を行うほか、宿舎の整備等を行なう。</p> <p>これらに要する経費は、52 億 4,600 万円である。</p> <p><b>3 事業運営計画</b></p> <p>(1) 要員及び給与</p> <p>要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、年度内に 180 人の減員を行い、総員を 16,180 人とする。</p> <p>これに要する給与は、総額 1,025 億 4,942 万 4 千円である。</p> <p>(2) 国内放送</p> <p>ア) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1 日 17 時間 30 分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、ニュース・報道番組の充実、特別企画番組の積極的編成、開拓に努める。また、音声多重放送について、放送時間と放送地域の拡充を行なうほか、文字多重放送については、東京及び大阪において、聴力障害者を対象に、放送を開始する。教育放送は、1 日 18 時間の放送</p>
放送債券償還積立資産繰入	257,173千円								
放送債券償還金	4,862,000千円								
長期借入金返還金	1,370,000千円								
(計) 資本収支差金	1,495,000千円								

時間により、各種教育番組を中心に編成し、生涯教育に資する番組の刷新を行う。ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、ローカルサービスの向上を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、ニュース、報道番組を充実し、第2放送は、1日18時間30分の放送時間により、生涯教育に資する番組を中心刷新を図り、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、聴取者の意向にこたえて刷新を図る。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、536億3,195万6千円である。すなわち、番組制作に487億5,160万6千円、番組の編成企画その他に48億8,035万円である。

放送施設の運用維持については、局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用をする。

これに要する経費は、197億3,324万2千円である。

(3) ラジオ放送  
通信施設関係については、前年度69億8,127万2千円に対し、2億5,721万8千円の増額となり、総額72億3,849万円である。以上により、国内放送費総額は、前年度757億4,806万5千円に対し、48億5,562万3千円の増額となり、総額806億368万8千円である。

国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、受信の改善に努める。

このため、前年度18億3,747万5千円に対し、4,900万4千円の増額となり、総額18億8,647万9千円である。

#### (4) 広報及び営業活動

社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、大都市を重点に視聴者の生活態様に即した営業活動を積極的に推進し、受信料の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化して、視聴者の要請にこたえる。

このため、前年度422億1,729万1千円に対し、23億5,670万3千円の増額となり、総額445億7,399万4千円である。すなわち、広報に15億3,028万5千円、受信料に13億7,206万3千円、契約収納に331億3,864万6千円、未収受信料欠損額却費に85億3,200万円である。

#### (5) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面におい

て、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カーテーレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行つ。

このため、前年度34億355万3千円に対し、9,120万円の増額となり、総額34億9,475万8千円である。

#### (6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図ることとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度410億3,790万4千円に対し、16億5,073万8千円の増額となり、総額426億8,864万2千円である。すなわち、一般管理に26億9,546万1千円、施設の維持管理に47億6万7千円、職員の厚生保険に175億3,882万7千円、退職手当その他に177億5,458万7千円である。

#### (7) 減価償却費、貢務費及び予備費

減価償却費188億円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費44億4,066万4千円及び予備費25億円を計上する。

#### (8) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等4億900万円を計上する。

特別支出は、固定資産売却損等5億8,100万円を計上する。

#### (9) 受信料支差金

事業収支差金△106億1,000万円については、昭和55年度を初年度とする3か年の経営計画期間からの繰越金106億1,000万円をもつて補てんする。

#### 4 受信料支差金

##### (1) 普通契約

###### ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 58 年 度	昭 和 57 年 度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	2,201,000	2,281,000	△ 80,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数	425,000	443,000	△ 18,000
年 度 内 解 約 者 数	525,000	523,000	△ 2,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	▲ 100,000	▲ 80,000	△ 20,000

###### イ 受信料免除者見込数

区 分	昭 和 58 年 度	昭 和 57 年 度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	342,000	381,000	△ 39,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数	16,000	21,000	△ 5,000
年 度 内 解 約 者 数	40,000	60,000	△ 20,000
年 度 内 増 加 免 除 者 数	▲ 24,000	▲ 39,000	△ 15,000

## (2) カラー契約

## ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度 初頭 契約者数		27,367,000	26,787,000	580,000
年度内新規契約者数		2,147,000	2,180,000	-33,000
年度内解約者数		1,597,000	1,600,000	-3,000
年度内増加契約者数		550,000	580,000	-30,000

## イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度初頭免除者数		447,000	341,000	106,000
年度内新規免除者数		71,000	135,000	-64,000
年度内解約者数		39,000	29,000	10,000
年度内増加免除者数		32,000	106,000	-74,000

## (参考1) 前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

## (1) 普通契約

## ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度初頭契約者数		31,000	32,000	-1,000
年度内新規契約者数		4,000	4,000	0
年度内解約者数		5,000	5,000	0
年度内増加契約者数		▲ 1,000	▲ 1,000	0

## イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度初頭免除者数		5,030	4,980	50
年度内新規免除者数		60	70	-10
年度内解約者数		110	20	90
年度内増加免除者数		▲ 50	▲ 100	50

## (2) カラー契約

## ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度初頭契約者数		195,000	188,000	7,000
年度内新規契約者数		24,000	33,000	-9,000
年度内解約者数		18,000	26,000	-8,000
年度内増加契約者数		6,000	7,000	-1,000

(本邦)

## イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度初頭免除者数		2,300	1,700	600
年度内新規免除者数		830	620	210
年度内解約者数		40	20	20
年度内増加免除者数		790	600	190

## (参考2) 有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度初頭契約者数		2,801,000	27,387,000	29,588,000
年度内増加契約者数		100,000	550,000	450,000
年度末契約者数		2,101,000	27,917,000	30,018,000

## 昭和 58 年度資金計画

## 1 資金計画の概要

昭和 58 年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額 3,271 億 1,287 万 4 千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額 3,268 億 2,946 万 5 千円をもって施行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料収入予算 2,843 億 9,885 万 6 千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額 2,730 億 2,290 万 2 千円を予定する。

放送債券については、90 億円発行による入金額 89 億 5,500 万円、長期借入金については、184 億 8,000 万円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入 10 億 9,121 万 3 千円、受入利息等収入 56 億 357 万 5 千円、固定資産売却収入 4 億 5,017 万 3 千円、放送債券償還積立資産の戻入れ 13 億 7,000 万円、有価証券売却その他の入金 181 億 4,001 万 1 千円を見込む。  
以上により入金額は、総額 3,271 億 1,287 万 4 千円である。

## 3 出金の部

事業経費 2,867 億 5,898 万円、建設経費 400 億円、放送債券の償還 13 億 7,000 万円、長期借入金の返還 14 億 9,500 万円、出資 2 億 5,717 万 3 千円、支払利息等の経費 43 億 8,431 万 2 千円、放送債券償還積立資産への繰入れ 48 億 6,200 万円、予備費 25 億円、有価証券購入 52 億 200 万円を含む出金額は、総額 3,268 億 2,946 万 5 千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1. 前期末資金有高	14,200,000	18,572,180	18,292,623	18,045,052	14,200,000
2. 入受放送料金	76,178,047 70,512,243	74,422,733 69,288,056	87,853,974 72,502,190	88,958,120 60,770,413	327,112,874 273,022,902
3. 放送期借入券料金	0	0	8,955,000	0	8,955,000
4. 交付金収入	332,743	252,823	0	18,480,000	18,480,000
5. 雑収入	1,418,001	1,266,776	1,420,051	252,104	1,091,213
6. 固定資産売却収入	30,000	35,000	1,498,747	5,603,575	5,603,575
7. 放送機器販売積立資産戻入れ	0	0	320,000	65,173	450,173
8. 有価証券売却その他の人金	3,885,060	3,330,078	0	1,370,000	1,370,000
9. 出事業建設経費	71,805,867	74,402,290	4,403,190	6,521,683	18,140,011
10. 放送債券償還積立	64,591,454	60,981,385	88,101,545	92,519,763	326,829,465
11. 長期借入金返還資	4,696,089	10,004,670	72,163,597	69,022,544	266,578,980
12. 支払利息等の経費	0	0	13,037,811	12,261,420	40,000,000
13. 予備費	141,000	40,000	210,000	350,000	1,370,000
14. 有価証券購入	492,314	1,411,235	718,934	1,761,799	1,495,000
15. 期末資金有高	1,260,000	625,000	625,000	670,000	18,045,052
	18,572,180	18,292,623	14,483,400	14,483,400	18,045,052

日本放送協会昭和58年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和58年度收支  
予算、事業計画及び資金計画に対する意見は次のとおりである。  
昭和58年2月

郵政大臣

日本放送協会昭和58年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和58年度收支  
予算、事業計画及び資金計画に対する意見は次のとおりである。  
昭和58年2月

協会は、この厳しい経営の現状を深く認識し、公共放送機関としての社会的使命を果たすため、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配意すべきである。

記

1. 協会は、厳しい経営環境に対処し、長期的展望に立った事業運営を行うため、事業運営の刷新、経営の健全化について、引き続き、具体的な検討を進め、経営の安定に資する計画を策定すること。
2. 昭和58年度収支予算は、単年度で多額の支出超過を生じているが、協会は、経営の基盤である受信料の確実な取納と経営の合理化及び経費の節減の徹底を図ることにより、この支出超過額を極力減少させよう努めること。
3. 協会は、衛星放送等の新しい放送サービスについては、これらの持つ特質の有効な活用を図るとともに、放送の普及、発達に資するよう十分配意すること。

〔平成元年4月1日付〕

○「田嶋田嶋」ただごとお禮願ひだらかにした承認案  
せりへんかん」、開設届出書などによる審査の結果  
と結果を御報告申上します。

木井が日本放送協会の昭和58年度収支予算、事業計画及び資金計画並びにトータルの承認を  
算、事業計画及び資金計画並びにトータルの承認を  
求められたからであるからである。

木井が日本放送協会の昭和58年度収支予算、事業計画及び資金計画並びにトータルの承認を  
求められたからであるからである。

記

1. 事業計画並みに実現され、ロヂハヤハバ・ナ  
ーレンシマ・ク放送機器等の諸問題について頗る行  
われたがした。
2. 質疑を終わつて、社説ばく、説明の結果、本件は  
全く一致をもつて承認かくあること決定したが  
した。
3. 木井に宛て、大森監理事より、放送の不  
良行為を監視し、放送による表現の自由を確保す  
るため、本件に亘り監視が実施される旨が議案が提出され  
たが、大森監理事より監視が実施される旨が議案が提出され  
れ、全く一致をもつて承認かくあること本委員会の決議した  
るに一致をもつて承認した。
4. 云上機器を申上したが、（平成元年4月1日付）

記

○議長（徳永正利類） いよいよ採決をこなしあ  
れ。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

○議長（徳永正利類） 異論なし採決をこなしあ  
れ。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

記

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。

本件を承認かくあること賛成の諸君の起立を求む  
から。





て「適用年」という。)の指定期間内に当該個人の  
當む前項に規定する事業(以下次項までにおいて「指定事業」という。)の用に供した場合において、当該機械及び装置(適用年の指定期間内において指定事業の用に供したものに限る。)の取  
得価額の合計額のうちに増加投資額があるときには、当該個人が当該増加投資額の全部又は一部  
をもつて取得し、又は製作したものとする当該  
機械及び装置に係る前項の規定の適用について  
は、同項中「取得価額の百分の十四に相当する  
金額」とあるのは「取得価額に係る次項に規定  
する増加投資額に相当する金額の百分の三十分に  
相当する金額に当該取得価額から当該増加投資  
額に相当する金額を控除した残額の百分の十四  
に相当する金額を加算した金額」と「として同  
項」とあるのは「として同条第一項」とする。

てその着む當該事業の用に供した前項に規定する政令で定める機械及び装置の取得価額の合計額を当該各年の月数（暦に従つて計算した額、一月に満たない端数を出したときは、これを一月とする。）の合計数で除して、これに適用年年の指定期間の月数を乗じて計算した金額を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第十三条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「前十三条」を「第十二条から前条まで」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の二十七」を「百分の二十二」に改める。

第十三条第二項中「百分の三十一」（第三項に掲げる漁船については、「百分の三十」）を「百分の三十二」に改め、同項第一号中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項第二号中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和五十八年」を「昭和五十九年」に改める。

第十四条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「百分の百五十」を「百分の百四十七」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十一」に改め、同条第二項中「第十二条から第十二条まで」は第十二条」を「第十二条から第十二条まで」と改める。

第十五条第一項中「第十二条の三」を「第十二条の二又は第十二条の三」に改める。

第十六条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第一項中「百分の十六」を「百分の十四」に改める。

第十六条の二の見出し中「事業を転換する特許の中小企業者等」を「工場を移転する特定の事業者」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる者」に該当するものが、当該各号に掲げる認定を受けた月に満たない端数を出したときは、これを一月とする。（この場合の月数は、これを一月とする。）の合計数で除して、これに適用年年の指定期間の月数を乗じて計算した金額を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

「である」を「工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三条号）第五条第一項に規定する計画」を「当該計画に規定する計画」に改め、「若しくは船舶」を削り、「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換（移転）を含む。以下同様」として、この条において同じ。」を「移転」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換の」を「移転の」に改め、同条第五項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に改める。

第十八条第一項に次の一号を加える。

五 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法

第三条の二第一項に規定する実施計画（同項第二項に規定する新商品又は新技術の研究開発に關する事業について定められているものに限る。）に係る同項の承認を受けた同条第二項第一号に規定する認定組合等

四号に規定する認定組合等 同法第七条第一項に規定する負担金

第十九条第一項各号列記以外の部分中「昭和四十三年」を「昭和六十年」に改め、「事業所得の基準となる山林を含むものと。」を削り、同項第一号中「百分の九十七」を「百分の九十七・五」に改め、同項第三号中「百分の九十七・五」を「百分の九十八・五」に改め、同項第四号中「百分の九十八・五」を「百分の九十九・五」に改め、同項第五号から第七号までを削る。

第二十条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の十三・六」を「千分の十一・一」に改め、同項第二号中「千分の十八・四」を「千分の十六・六」に改める。

「十」を「百分の三十五」に改め、同表の第二号中「百分の〇・一五」を「百分の〇・一二」に改める。  
第二十二条第一項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。  
第二十五条の二第一項及び第四項中「昭和五十年分」を「昭和六十三年分」に改める。  
第二十九条の四第一項中「昭和五十九年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改める。  
第三十条の二第一項中「昭和五十八年」を「昭和六十年」に改める。  
第三十三条第一項及び第三項第一号中「第三十七条の六」を「第三十七条の九」に改める。  
第三十三条の三第三項及び第三十三条の六第一項中「及び第三十七条の六」を「第三十七条の六及び第三十七条の九」に改める。  
第三十四条第一項中「又は第三十七条の四」を「第三十七条の四又は第三十七条の七」に改める。  
第三十四条の二第一項中「又は第三十七条の四」を「第三十七条の四又は第三十七条の七」に改め、同条第二項第三号中「又は一団の住宅建設に関する事業で、次に掲げる要件に該当するもの」を「(次のイ及びニ又はロ及びニに掲げる要件を満たすものに限る。)又は一団の住宅建設に関する事業(次のハ及びニに掲げる要件を満たすものに限る。)」に、「場合を除く」を「場合を除くもの」とし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理事業による土地区画整理事業として行われるものである場合には政令で定める場合に限るに改め、同号イを削り、同号ロ中「当該事業が一団の宅地の造成に関する事業である場合には、その一団の土地」を「当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可を受けて行われるものである場合の下」に「(政令で定める場合に限る。)」を加え、同号ロを同号イとし、同号中イの次に次のように



昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号

租税特別措置法の一部を改正する法律案外三件

(大規模な住宅地造成事業に係る土地等の交換等の場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の八 前条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号

合で過大となつたときには、第一号に該当する場合で過大となつたときには、同条第二項の一に該当する場合には、第一号に該当する場

合で過大となつたときには、同条第二項の宅地を譲り受けた日から四月を経過する日までに同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるものとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときには当該宅地を譲り受けた日又は同号に規定する税務署長が認定する日から四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないものとする。

一 当該宅地を譲り受けた場合において、その取得価額が前条第二項において読み替えたられた同条第一項に規定する取得価額の見積額に對して過不足額があるとき。

二 前条第二項において読み替えたられた同条第一項に規定する税務署長が認定する日までに当該宅地を譲り受けているとき。

一 前項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合又は同項第二号の規定に該当する場合において、修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行ふ。

二 第三十三条の五第三項の規定は、第一項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十七条の八第一項」と読み替えるもののは「第三十七条の八第一項」と読み替えるも

のとする。

(大規模な住宅地造成事業に係る交換等により取得した宅地の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第三十七条の九 第三十七条の七第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による修正申告書を受けた者(前条第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第二項の規定による更正を受けたため、第

三十七條の七第一項の規定による特例を認められないこととなつたとき。又は第二号に該当するときには当該宅地を譲り受けた日又は同号に規定する税務署長が認定する日から四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないものとする。

一 当該宅地を譲り受けた場合において、その取得価額が前条第二項において読み替えたられた同条第一項に規定する取得価額の見積額に

不動産等の貸付けを含む。又は譲り受けた宅地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取扱いに該当する場合において、「譲受け宅地」という。)に

ついて、当該交換取得宅地又は譲受け宅地を取得した日以後その譲渡(譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。)相続、遺贈又は贈与があつた場合において、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該交換取得

宅地又は譲受け宅地の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(土地等の同項に規定する交換又は譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額)とする。

一 居住者が、昭和五十九年十二月三十一日までに、所轄税法の施行地において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの(以下第三項までにおいて「居住用家屋」という。)の建築の工事に着手し、又は居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたことのある家屋で政令で定めるもの(以下第三項までにおいて「既存住宅」という。)の取得(贈与によるもの)を除く。)をして、これらの家屋をその工事の完了の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合において、その者がこれらの家屋の建築工事の請負代金又は取得の対価に係る次に掲げる借入金又は債務の金額を有するときは、当該居住の用に供した日の属する年以後三年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日)まで引き続きその居住の用に供している年に限る。)のうち、その者のその年の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額(次条において「合計所得金額」という。)が八百万円以下であり、かつ、当該借入金又は債務の金額に係るその年に支払った場合に限る。又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に満たない場合、当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等又は同項に規定する譲渡による収入金額又はその満たない額を加算した金額に相当する金額

三 第三十七条の七第一項に規定する交換により交換取得宅地を取得した場合(交換差金により交換取得宅地の譲渡による収入金額又は債務の金額等に当該交換差金の額又はその満たない額を加算した金額に相当する金額

2 一 当該居住用家屋又は既存住宅の建築工事又は取得宅地又は譲受け宅地の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

二 第四十二条第一項から第三項までを次のよう改める。

居住者が、昭和五十九年十二月三十一日までに、所轄税法の施行地において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの(以下第三項までにおいて「居住用家屋」という。)の建築の工事に着手し、又は居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたことのある家屋で政令で定めるもの(以下第三項までにおいて「既存住宅」という。)の取得(贈与によるもの)を除く。)をして、これらの家屋をその工事の完了の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合において、その者がこれらの家屋の建築工事の請負代金又は取得の対価に係る次に掲げる借入金又は債務の金額を有するときは、当該居住の用に供した日の属する年以後三年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日)まで引き続きその居住の用に供している年に限る。)のうち、その者のその年の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額(次条において「合計所得金額」という。)が八百万円以下であり、かつ、当該借入金又は債務の金額に係るその年に支払った場合に限る。又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に満たない場合、当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等又は同項に規定する譲渡による収入金額又はその満たない額を加算した金額に相当する金額

2 一 当該居住用家屋又は既存住宅の建築工事又は取得宅地又は譲受け宅地の取得価額が前項の規定により計算されるものとされるもの(当該借入金に超えるときは十五万円とする。)を控除する。

二 当該居住用家屋又は既存住宅の建築工事又は取得宅地又は譲受け宅地の取得価額が前項の規定により計算されるものとされるもの(当該借入金に超える部分の金額の十八パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、当該金額が十五万円を超えるときは十五万円とする。)を控除する。

三 第三十七条の七第一項に規定する交換により交換取得宅地を取得した場合(交換差金により交換取得宅地とともに交換差金を取得した場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額を超える場合)当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等のうち当該交換差金又はその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第三十七条の七第一項に規定する交換の日において当該交換により譲渡した土地等の価額が交換取得宅地の価額に等しい場合又は同

3 第一項の居住用家屋又は既存住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該居住用家屋及び既存住宅並びにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十五条第一項に規定する資産又は第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定の適用を受けるときは、当該居住者の第一項に規定する三年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

第四十一条第四項中「及び第二項」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同条第五項中「又は第二項」を削り、同条第六項中「同項」を「同条第二項」に改め、同条第八項中「第三項」を「第一項」に改める。

第四十二条第五項中「その適用に係る金額」を「当該居住の用に供した日」に改める。

第四十二条の三から第四十二条の七までを次のように改める。

（住宅取得控除の適用を受けた者が居住用財産の譲渡所得の課税の特例を受けることとなる場合の修正申告等）

第四十二条の三 第四十二条第三項に規定する資産の譲渡をした居住者で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分の所得税につき同条第一項又は前条第一項の規定の適用を受けている場合は、その者は、当該譲渡をした日の属する年の規定により確定申告書を提出していない者たる場合は、期限後申告書）を提出し、かつ、当該期限内にこれらの申告書の提出により納付す

べき税額を納付しなければならない。

前項の規定によりこれらの申告書を提出しなかつた場合には、納税地の所轄税務署長は、これらの申告書に記載すべきであった所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行う。

第一項の規定による修正申告書及び前項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。)に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一、当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二、当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三、國税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第一項の規定による期限後申告書及び第二項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。又は決定に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一、当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを申告書とみなす。

<p>第41条の十五中「昭和五十六年法律第 号」を「昭和五十七年法律第八十一号」に改める。</p> <p>第四十二条の四第一項及び第二項中「第四十 五条」を削る。</p> <p>第四十三条第一項中「次の表の第七号」を「同表 の第七号」に改め、「当該特定設備等の取得価額」 の下に「(同表の第四号に掲げる減価償却資産につ いては、当該取得価額に相当するものとして政令 で定める金額)」を加え、「次の表の二以上」を「同 表の二以上」に改め、同項の表の第六号を削り、 同表の第五号を同表の第六号とし、同表の第四号 を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一 号を加える。</p>	<p>る原材料又は工 費の節減その他 構造改善基本計 画の二第一項 八条の二第一項 業提携計画に係 その他の減価償 設置をすること の</p>	<p>百分の十八(機械及び装置以 外の減価償却資産について は、百分の八)</p>

らず、当該地震防災心急対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災心急対策用資産の取得価額の百分の十八に相当する金額をいう。）との合計額とする。

前項第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

「前二条又はこれら」に改め、同項の表の第二号中「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」に、「特定不況地域」を「特定地域」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改め、同表の第三号中「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第四十五条の第二項中「昭和五十八年三月三十  
一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に、「第四十  
三条若しくは前条」を「前三条」に改め、同条第  
項を同条第六項とし、同条第三項中「昭和五十八  
年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」  
に、「第四十三条、前条若しくは第一項」を「前三条若

しくは第一項（第三項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に、「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項に規定する法人が昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十日までの期間（以下次項までにおいて「指定期間」という。）内

に、その製作後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを指定期間内の日を含む各事業年度(設立合併による設立で政令で定めるものを除く。)の日(法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第百四十四条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあっては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。次項において同じ。)を含

む事業年度を除く。以下次項までにおいて「適用事業年度」という。)の指定期間内に当該法人の営む第一項に規定する事業(以下次項までにおいて「指定事業」という。)の用に供した場合において、当該機械及び装置(適用事業年度の指定期間内において指定事業の用に供したものに限る。)の取得価額の合計額のうちに増加投資額があるときは、当該法人が当該増加投資額の全部又は一部をもつて取得し、又は製作したものとする当該機械及び装置に係る第一項の規定の適用については、同項中「取得価額の百分の十四に相当する金額」とあるのは、「取得価額に係る第三項に規定する増加投資額に相当する金額の百分の三十に相当する金額に当該取得価額から当該増加投資額に相当する金額を控除した残額の百分の十四に相当する金額を加算した金額」とする。

この号において同じをしてその営む事業する政令で定める機会計額を当該五年以下の月数(暦に従つて端数を生じたときは下この号において同じ)これに適用事業年度で計算した金額

第四十五条の三第一項十一日を昭和六十年三十五条若しくは前条を「二十一」を「百分の十八」に八」に改める。

第四十五条の四第一項り、「百分の三十二」(第三のは、百分の三十九)を「百分

。)において取得又は製作の用に供した前項に規定された機械及び装置の取得価額の内に開始した各事業年度計算し、一月に満たない、これを一月とする。以じ。)の合計数で除して、の指定期間の月数を乗じ

除く。)の貯蔵の業務を専ら当該法人の委託を受け  
て行う法人又は同条第七項」を「第二条第七項」に、  
「若しくは石油ガス」を「又は石油ガス」に、「昭和  
四十九年四月一日から昭和五十八年三月三十日  
まで」を「昭和五十六年七月一日から昭和六十年三  
月三十日まで」に改め、「石油貯蔵施設又は」及  
び「原油又は」を削る。

第四十九条第一項中「昭和五十八年三月三十  
日」を「昭和六十年三月三十日」に改め、「若しく  
は第四十五条」を削り、同条第二項中「百分の十  
六」を「百分の十四」に改める。

第五十条の見出しを「植林費の損金算入の特  
例」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前  
項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、  
森林施設計画に基づき、拡大造林」を「青色申告書  
を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する  
森林所有者に該当するものが、昭和五十八年四月

前項に規定する増加投資額とは、第一項に規定する法人の第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額（当該残額が当該法人の営む指定事業の用に供した第一号に規定する機械及び装置で同項の規定の適用を受けるものとの取得価額の合計額を超える場合には、当該取得価額の合計額とし、当該法人が合併法人である場合には、当該残額に準ずる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。）をいう。

一 適用事業年度の指定期間内においてその営む事業の用に供した前項に規定する政令で定める機械及び装置（昭和五十八年四月一日以後に取得又は製作をしたものに限る。）の取得

一号中昭和五十八年三月  
年三月三十日」に改め、  
八年三月三十日」を「昭  
日」に改める。  
第四十六条第一項中「  
日」を「昭和六十年三月三十  
十五条」を削り、「百分の  
「百分の二十七」を「百分の  
第四十七条第一項中「  
日」を「昭和六十年三月  
十」を「百分の四十七」に、  
の七十」に改め、同条第  
「から第四十五条まで」に  
第四十八条第一項中「に

昭和五十九年三月三十一日を「昭和六十  
同項第二号中「昭和五十  
昭和五十九年三月三十一  
の二十五」に改める。  
昭和五十八年三月三十一  
三十一日」に、「百分の五  
「百分の七十五」を「百分  
一項中」、第四十五条」を  
改める。

一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同法第十一条第五项（同法第十二条第三项において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事（同法第十九条の規定による適用がある場合には、農林水産大臣）の認定を受けた同法第十二条第一项又は第十八条第一项に規定する森林施業計画（同法第十六条の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。以下この項において同じ。）に、「拡大造林の」を「造林の」に改め、同項を同条第一项として、同条第三项中「第四十三条第二项の規定は、第一项の規定を適用する場合について、」及び「それ」を削り、同項を同条第二项とする。

## 二 値額の合計額

「ついては、」に、「第四十  
「第四十三条、第四十四条

十五条の三又は同条」を  
宋若しくは第四十五条の

の日前五年以内に開始した各事業年度(その設立の日を含む事業年度終了の日が同年四月一日以後である法人(合併)により設立(政令で定めるものを除く。)をした法人を除く。)については、当該設立の日を含む事業年度、以下

一石油貯蔵施設及び石油  
、百分の三十六」を「石油  
、百分の三十四」に改め、  
二条第四項に規定する石  
しくは石油（石油ガスを

定の中小企業者等」を「工場を移転する特定の事業者に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる者に該当するものが、当該各号に掲げる認定を受けている」を「工業再配置促進法第五条第一項に規定する者に該当するものが、同項に規定する移転に

に関する計画につき政令で定める期間内に同項の認定を受けた」に、「当該認定に係る中小企業事業転換対策臨時措置法第二条第一項又は工業再配置促進法第五条第一項に規定する計画」を「当該計画」に改め、「若しくは船舶」を削り、「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換(移転を含む。以下この条において同じ。)」を「移転」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「若しくは第四十五条から前条まで」を「から第四十九条まで若しくは前条」に改め、同条第三項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換の」を「移転の」に改め、同条第五項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に改め

の十八・四」を「千分の十六・六」に改める。  
第五十五条第一項中「次項第十一号ハ」を「次項  
第十号ハ」に改め、同項の表の第一号中「第六号か  
ら第九号まで」を「第五号から第八号まで」に改め、  
同表の第二号中「第七号又は第九号」を「第六号又  
は第八号」に改め、同表の第三号中「第六号から第  
九号まで」を「第五号から第八号まで」に改め、同  
表の第四号中「第七号又は第九号」を「第六号又は  
第八号」に改め、同表の第五号を削り、同表の第  
六号中「第八号」を「第七号」に改め、同号を同表の  
第五号とし、同表の第七号中「第九号」を「第八号」  
に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号  
を同表の第七号とし、同表の第九号を同表の第八

八年三月三十日」を「昭和六十年三月三十日」に、「拡大造林（天然林を人工林（植栽又は播種によつて育成する森林を）いう。）に転換するための造林又は原野に行う造林を）いう」を「造林（植栽又は播種により森林を造成することを）いう」に改め、同項第一号中「二十八万八千円」を「二十三万円」に改め、同項第二号中「拡大造林」を「造林」に、「二十八万八千円」を「二十三万円」に改め、同条第三項中「拡大造林」を「造林」に、「行なつた」を「行なつた」に改める。

第五十六条の八第一項中「昭和五十八年三月二十一日」を「昭和六十年三月三十日」に改める。

第五十六条の九第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十日」に改める。

(使用済核燃料再処理準備金)  
第五十七条の三 青色申告書を提出する法人で電気事業法第一条第五項に規定する電気事業を営むものが、各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、原子力発電用原子炉に燃料として使用した原子力基本法(昭和三十年法律第二百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質(以下次項までにおいて「使用済核燃料」という。)の再処理に要する費用(使用済核燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済核燃料を化学的方法により処理するため)に要する費用及び当該有用物質を分離しに後二段落の括弧内に記す。)に

大後に残存する廃棄物を処理するため必要とする費用をいう。以下次項までにおいて「再処理費」という。の支出に充てるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てて方法を含む。)により使用済核燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が当該事業年度終了の日において有する使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有

用物質の価額の合計額を控除した金額として  
政令で定める金額

終了の日において有していた使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額

2 を控除した金額として政令で定める金額（当該事業年度において次項の規定により益金の額に算入された又は算入されるべきことなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

八年三月三十日」を「昭和六十年三月三十日」に、「拡大造林（天然林を人工林（植栽又は播種により森林を造成すること）をいう。）に転換するための造林又は原野に行う造林をいう」を「造林（植栽又は播種により森林を造成すること）をいう」に改め、同項第一号中「二十八万八千円」を「二十三万円」と改め、同項第一号中「拡大造林」を「造林」に、「十八万八千円」を「二十三万円」に改め、同条第二項中「拡大造林」を「造林」に、「行なつた」を行ひたに改める。

第五十六条の八第一項中「昭和五十八年三月三十日」を「昭和六十年三月三十日」に改める。

第五十六条の九第一項中「昭和五十八年三月三十日」を「昭和六十年三月三十日」に改め、同項の表の第一号中「百分の四十」を「百分の三十五」に改め、同表の第二号中「百分の〇・一五」を「百分の〇・一二」に改める。

第五十六条の十第一項中「昭和五十八年三月三十日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「昭和五十八年四月一日」を「昭和五十七年四月一日」と改める。

第三章第二節中第五十七条の六を第五十七条の七とする。

第五十七条の五第一項中「第五十七条の三第三項」を「第五十七条の四第三項」に改め、同条を第五十七条の六とする。

第五十七条の四第一項中「昭和五十八年三月三十日」を「昭和六十年三月三十日」に改め、同条第九項中「第五十七条の四第二項」を「第五十七条の五第二項」に改め、同条を第五十七条の五とする。

第五十七条の三第一項中「第五十七条の五第一項」を「第五十七条の六第一項」に改め、同条第七項及び第九項中「前条第五項」を「第五十七条の五第五項」に改め、同条第十一項中「第五十七条の三第六項」を「第五十七条の四第六項」に改め、同条を第五十七条の二の次に次の二条を加える。

第五十七条の二の次に次の二条を加える。

（使用済核燃料再処理準備金）  
第五十七条の三 青色申告書を提出する法人で電気事業法第二条第五項に規定する電気事業を営むものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、原子力発電用原子炉に燃料として使用した原子力基本法（昭和三十年法律第二百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質（以下次項までにおいて「使用済核燃料」という。）の再処理に要する費用（使用済核燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済核燃料を化学的方法により処理するための費用及び当該有用物質を分離した後に残存する廃棄物を処理するための費用をいう。以下次項までにおいて「再処理費」という。）の支出に充てるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により使用済核燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。  
一 当該法人が当該事業年度終了の日において有する使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額  
二 当該法人が当該事業年度の直前の事業年度終了の日において有していた使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額（当該事業年度において次項の規定により益金の額に算入された又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）  
前項の使用済核燃料再処理準備金を積み立て





当該法人の当該特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第三項から前項までの規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。第六十六条から第六十七条の二を第七節の三とし、第七節を第七節の二とし、同節の前に次の二節を加える。

### 第七節 現物出資の場合の課税の特例

(現物出資の場合の課税の特例)

第六十六条 青色申告書を提出する法人(清算中の法人を除く。以下この項において同じ。)のうち特定産業構造改善臨時措置法第二条第一項に規定する特定産業に属する事業のうち政令で定める事業を営むもの(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。)で昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十日までの間に同法第八条の第二項に規定する事業提携計画に係る同項の承認を受けたものが、当該承認に係る当該事業提携計画(同法第八条の三第一項の変更の承認を受けた場合には、当該変更後の事業提携計画)に基づき固定資産の出資(政令で定める要件を満たすものに限る。)をした場合において、政令で定めるところにより、当該出資に係る当該固定資産(以下この条において「特定出資資産」という。)の出資を受けた法人(以下この条において「出資受入法人」という。)が、当該出資を受けた日を含む事業年度(次項及び第三項において「出資受入事業年度」という。)の確定した決算において、当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額から一円を控除了した金額以下の金額を特別勘定として貸借対照表に付記し、又は当該控除了した金額の範囲内において当該帳簿価額を減額してその減額した金額を特別勘定として経理し、かつ、当該出資を受けた法人(以下この条において「出資法人」という。)が、当該出資をした日を含む事業年度(以下この項において「出資事業年度」という。)に付記し、又は経理した金額との差額に相

おいて、当該出資により取得した株式(出資を含む。以下この条において同じ。)につき、当該出資受入法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額と当該付記し、又は経理した特別勘定の金額との差額に相当する金額(当該金額が、当該特定出資資産の当該出資直前の帳簿価額(当該特定出資資産の出資を要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額。以下次項までにおいて「出資前帳簿価額」という。)に満たない場合には、当該出資前帳簿価額。第三項において同じ。)を当該株式の価額から控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

### 2 前項の場合において、当該出資法人の出資事業年度終了の日が当該出資受入法人の出資受入事業年度終了の日前に到来するときは、当該出資法人は、政令で定めるところにより、当該出資事業年度の確定した決算において当該特定出資資産の価額からその出資前帳簿価額を控除した残額に相当する金額以下の金額を特別勘定として経理することができるものとし、当該出資法人が当該経理をしたときは、その経理した金額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた出資法人が、政令で定めるところにより、当該出資受入法人(当該出資法人に係る特定出資資産につき、出資受入事業年度において、第一項に規定する特別勘定を設けているものに限る。)において、「出資受入法人」という。が、当該出資を受けた日を含む事業年度(次項及び第三項において「出資受入事業年度」という。)の確定した決算において、当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額から一円を控除了した金額以下の金額を特別勘定として貸借対照表に付記し、又は当該控除了した金額の範囲内において当該帳簿価額を減額してその減額した金額を特別勘定として経理し、かつ、当該出資を受けた法人(以下この条において「出資法人」という。)が、当該出資をした日を含む事業年度(以下この項において「出資事業年度」という。)において、「圧縮設帳処理事業年度」という。)において、当該特定出資資産の出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額と第一項に規定する特別勘定

当する金額を当該株式の価額から控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した場合について準用する。

### 4 出資法人が第二項の規定により同項に規定する特別勘定として経理した金額は、その圧縮記帳処理事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

### 5 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及びこれらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類に算入する。

### 6 第一項に規定する特別勘定を設けている出資受入法人が当該特別勘定として経理した金額を取り崩した場合には、その取り崩した金額は、その取り崩した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

### 7 第一項又は第三項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する株式について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、これらの規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式の取得価額の額に算入しない。

### 8 第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののか、第一項及び第二項に規定する特別勘定に規定する事項は、政令で定める。

第五 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法 第六十六条の二及び第六十六条の三 削除

### 第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののか、第一項及び第二項に規定する特別勘定に規定する事項は、政令で定める。

### 第六十六条の十第一項に次の二号を加える。

2 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けた出資法人が、政令で定めるところにより、当該出資受入法人(当該出資法人に係る特定出資資産につき、出資受入事業年度において、第一項に規定する特別勘定を設けているものに限る。)において、「出資受入法人」という。が、当該出資を受けた日を含む事業年度(次項において「圧縮設帳処理事業年度」という。)において、「圧縮設帳処理事業年度」という。)において、当該特定出資資産の出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額と第一項に規定する特別勘定

日の「昭和六十年三月三十一日」に改め、「原型炉」の下に「又は政令で定めるウラン濃縮施設」を加える。

### 第六十六条の十二の次に次の二号を加える。

### (特定産業の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例)

第六十六条の十三 青色申告書を提出する法人で特定産業構造改善臨時措置法第二条第一項に規定する特定産業に属する事業のうち政令で定める事業を営むもの(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。)が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十日までの間に、政令で定めるところにより、同法第三条第一項に規定する構造改善臨時措置法第二条第一項に規定する構造改善基本計画に基づきその有する法人税法の施行地にある機械及び装置その他の減価却資産で政令で定める設備に該当するものについて特定産業構造改善臨時措置法第二条第一項に規定する設備の処理(廃棄の方法によるものに限る。以下この項において同じ。)を行つた場合において、当該法人の当該設備の処理を行つた日を含む事業年度(次項において「廃棄事業年度」という。)の法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額のうち当該設備の処理を行つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額(以下この条において「設備廃棄による欠損金額」という。)があるときは、当該設備廃棄による欠損金額とあるのは「十年」として政令で定めるところにより、同項の規定を適用し、同法第八十一条の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、同項の法人が廃棄事業年度について設備廃棄による欠損金額については、同法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「十年」として政令で定めるところにより、同項の規定を適用し、同法第八十一条の規定は、適用しない。

3 第三条の二第二項第四号に規定する認定組合等 同条第一項の承認に係る実施計画において定められている同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

の出資により取得した株式につき、当該出資受けた法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額と第一項に規定する特別勘定

の出資までにおいて「出資事業年度」という。)に

て確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

第六十七條の四第六項中「並びに第四十三條、第四十五条」を削る。

第七十条第四項第二号中「第七十条第一項」を「第六十九條の二第一項」に改め、同条第五項第一号中「第七十条第二項」を「第六十九條の二第二項」に改め、同条を第六十九條の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第七十条 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、当該相続の開始の直前において、当該相続者しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族(以下次項までにおいて「被相続人等」という。)の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下次項までにおいて同じ。)の用又は居住の用に供されていいた宅地等(土地又は土地の上に存する権利で大蔵省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているものをいう。以下次項までにおいて同じ。)で政令で定めるものがある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての当該宅地等の二百平方メートルまでの部分のうち、当該個人が取得をした宅地等で政令で定め規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

イ 当該被相続人等の事業の用に供されていいた宅地等 百分の六十  
ロ 当該被相続人等の居住の用に供されていいた宅地等 百分の八十  
三 当該小規模宅地等に係る当該二百平方メートルまでの部分が当該被相続人等の居住の用に供されていた宅地等である場合 百分の七十

2 前項第二号の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の個人に係る小規模宅地等で被相続人等の居住の用に供されたいた宅地等(以下この項において「小規模居住用宅地等」といふ。)については、相続税法第十一條の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 同一の被相続人から相続又は遺贈により小規模宅地等を取得した他の者がない場合において、前項の規定により計算した金額が同項の小規模宅地等の価額の百分の七十に相当する金額を超えるとき。当該百分の七十に相当する金額から当該小規模宅地等で被相続人等の事業の用に供されていた宅地等(次号において「小規模事業用宅地等」という。)の価額に百分の六十を乗じて計算した金額を控除した金額

4 税務署長は、相続税の申告書の提出がなされた場合又は前項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第七十条の三第四項中「第七十条第四項」を「第六十九條の二第一項」、「第七十条第一項」を「第六十九條の二第二項」に改める。

第七十二条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第七十三条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の三」を「所有権の保存の登記にあつては千分の三」とし、所有権の移転の登記にあつては千分の五」に改める。

第七十四条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第七十四条の二第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「(自

己の所有する家屋に居住していた者で政令で定めるものを除く。)を削り、「次に掲げる家屋を除く。」に、「千分の三」を「千分の五」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第七十四条の三及び第七十五条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改める。

第七十七条の五第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十一」に改める。

第七十八条の四中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の十六」を「千分の二十」に改める。

第七十八条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十八条の二中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改める。

第七十八条の四中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改める。

第七十八条の二中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改める。

2 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、特定産業構造改善臨時措置法第八条の二第一項又は第八条の三第一項の規定による承認(同法第二条第一項に規定する特定産業に属する事業で政令で定めるものに係るものであり、かつ、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第一号)の施行の日の翌日から昭和六十年三月三十一日までの間にされたものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る

登録免許税の税率は、政令で定めるところにより当該承認があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。

一 株式会社の設立又は資本の増加（次号に掲げるものを除く。）千分の五

二 合併による株式会社の設立又は資本の増加（千分の一）（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の五）

三 株式会社の設立、資本の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに掲げる割合

四 合併による株式会社の設立又は資本の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げる事項の区分に応じイ又はロに掲げる割合）

イ 不動産の所有権の取得 千分の三十五  
ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十

第八十二条の二の見出し中「森林組合の合併等」を「農業協同組合等の権利承継」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。  
第八十八条の四の見出し中「電気乗用自動車」を「電気自動車」に改め、同条中「昭和五十年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に、「乗用自動車」を「自動車」に改める。  
第八十九条第三項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第九十条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「発電設備又はガスの製造設備」、「を」「発電設備」に改める。  
第九十条の二第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。  
第九十条の六第一項中「昭和五十八年四月三十日」を「昭和六十年四月三十日」に改め、同項第一号イ中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改め、同項第一号ハを同号ニとし、同号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「検査自動車のうち」を「検査自動車のうち」に改め、同項第一号ハを同号ニとし、同号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「検査自動車のうち」を「検査自動車のうち」に改め、「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改め、「される自動車を除く。」の下に「及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの（自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。）を加え、同号イを同号ロとし、その前に次のように加える。  
イ 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの（道路運送車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) 乗用自動車 (2) に掲げる自動車を除く。  
(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの  
一万八千九百円  
(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの  
と一万八千九百円  
(2) 軽自動車 一万三千二百円

第九十条の七を次のように改める。  
第九十条の八第五項中「砂糖類」を「砂糖類（砂糖）」に改める。

以下第九十二条までにおいて同じ。」に改める。

第九十条の十の次に次の二条を加える。

（チヨコレート菓子等の原料用砂糖に係る砂糖消費税の還付）

第九十条の十一 次に掲げる物品の製造業者が、政令で定める手続により、昭和五十九年三月三十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて砂糖消費税法第二条第一項に規定する第二種の砂糖（第九十条の八第四項に規定する粉粒状黒糖及び前条第一項に規定するてん菜含み糖を除く。以下第九十二条までにおいて「第二種の砂糖」という。）で課税済みのもの（同法第八条第二項第二号に規定する課税済みの砂糖類のうち、第二種の砂糖に該当するものをいい、同法第十五条第六項又は第十五条の二第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる当該物品の製造場に戻し入れた第二種の砂糖で、同法第二十一条第一項の規定の適用を受けた又は受けるべきものを除く。以下この条において「課税済みの第二種の砂糖」という。）を原料に用いて当該物品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した課税済みの第二種の砂糖につき、同法第九条の三第一項に規定する税率（次条第一項に規定する混和砂糖類に該当する第二種の砂糖については、同項に規定する税率）により算出した砂糖消費税額から一キログラムにつき三円の割合で計算した金額を控除して得た砂糖消費税額を当該製造業者が納付したものとみなして、当該扣除して得た砂糖消費税額に相当する金額をその者に還付する。

一 関税暫定措置法別表第一第一八・〇六号の一に掲げるチヨコレート菓子に該当するものとして政令で定めるもの  
二 関税暫定措置法別表第一第一九・〇八号の一に掲げるビスケット、クッキー及びクラッカー（あられ、せんべいその他の米菓を除く。）に該当するものとして政令で定めるもの

2 前項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、同項各号に掲げる物品の原料に供する課税済みの第二種の砂糖の移入、貯蔵又は消費に関する事実及び当該課税済みの第二種の砂糖を原料に供して製造した当該物品の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

3 砂糖消費税法第二十二条第三項及び第四項（記帳に係る部分を除く。）の規定は第一項の承認について、同条第五項の規定は第一項の規定による還付を受けようとする者について、同条第七項の規定は第一項の規定による還付金について、同法第三十二条第一号を除く。（第三十四条第一項第二号に係る部分を除く。）の規定並びに同法第三十九条第一項の規定は第一項の承認を受けて同項各号に掲げる物品を製造する者について、それそれを準用する。この場合において、同法第二十二条第三項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の十一第一項」と、「課税済みの砂糖類」とあるのは「同項に規定する課税済みの第二種の砂糖」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項」と、「課税済みの砂糖類」とあるのは「同項各号に掲げる物品の原料に供する同項に規定する課税済みの第二種の砂糖」と、「第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項」と、「原料に供する砂糖類」とあるのは「同項各号に掲げる物品の原料に供する同項に規定する課税済みの第二種の砂糖」と、「第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品」とあるのは「当該物品」と、「ことと並びに大藏省令で定めるところによりこれらの物品の製造、貯蔵又は販売に関する事項を帳簿に記載すべきこと」とあるのは「当該物品」と、「ことと並びに大藏省令で定めるところのは「租税特別措置法第九十条の第一項」と、「並びに当該物品の原料に供した砂糖類の種別及び種別ごと」とあるのは「及び当該物品の原料に供した同項に規定する課税済みの第二種の砂糖」と、同条第七項中「第一項又は第

第九十条の十一第一項の規定の適用を受けた  
同項各号に掲げる物品を輸出した場合には、砂糖  
消費税法第二十二条第二項中「十六円」とある  
のは、「三円」と読み替えて、同項の規定を適用  
する。

第九十条の十一第一項の規定の適用を受けた  
同項各号に掲げる物品で輸出されたもののうち  
本邦に戻されたものを保稅地域から引き取り、  
又は保稅地域において消費する場合には、砂糖  
消費税法第二十三条第一号中「前条第一項」とある  
のは、「租稅特別措置法第九十二条第二項にお  
いて読み替えて適用する前条第一項」と、「しよ  
糖の重量」とあるのは、「しょ糖の重量」に十六分

者又は第十八条第一項各号」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項各号」と、それぞれ読み替えるものとする。

第一項各号に掲げる物品の製造業者が、沖縄県の区域内にある当該物品の製造場において、当該区域内にある砂糖類の製造場で製造された課税済みの第二種の砂糖を原料に用いて、当該物品を製造した場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

「一項」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項」と、同法第三十二条第二号中「前条」であるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項」と、同法第三十四条第一項第一号中「砂糖類」の製造者若しくは販売業者、第十八条第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる物品を製造する者又は第二十二条第一項の承認を受けた第十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項の承認を受けて同項各号」と、「これらとの」とあるのは「その」と、同項第三号中「若しくは第十八条第一項各号に掲げる物品又は前号に規定する砂糖類」とあるのは「又は租税特別措置法第九十条の十一第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「砂糖類の製造者若しくは販売業者

の三を乗じて計算した重量」と、それぞれ読み替えて、同条(第一号を除く。)の規定を適用する。  
第九十三条第二項中「前項の違反行為」を「第一項又は前項の違反行為」に、「前項の罰金刑」を「前三項の罰金刑」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第九十一条第四項」を「第九十条の十一第二項又は第九十一条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

偽りその他不正の行為により第九十条の一  
第一項の規定による還付を受け、又は受けよう  
とした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円  
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三  
倍が五十万円を超える場合には、情状により、  
同項の罰金は、五十万円を超えて該還付金に相  
当する金額の三倍以下とすることができる。  
第九十三条に次の一項を加える。  
前項の規定により第一項の違反行為につき法  
人又は人に罰金刑を科する場合における時効の  
期間は、同項の罪についての時効の期間によ

1

(施行期日)  
附則

**第一条** この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるところによる。

当該答是に定める日から施行する。

**十五条の十一」に改める部分、「第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の四・**

第六十六条の五)」を「第七節 現物出資の場  
第七節の二 景気調査

合の課税の特例（第六十六条—第六十六条のための課税の特例（第六十六条の四・第六十

〔二〕六条の五)」に改める部分及び「第七節の二」を

第七節の(二)に改める部分に限る。) 第四十  
三条第一項の改正規定(同項の表の第六号を

### 租税特別措置法の一部を改正する法律案外三件

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものと除くほか、昭和五十八年分以後の所得税について適用し、昭和五十七年分以前の所得税については、なお從前の例による。

(少額公債の利子の非課税に関する経過措置)

第三条 次項に定めるものを除き、改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第四条第一項に規定する個人が、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に購入をした同項に規定する公債(同条第三項に規定する公債で政令で定めるものを含む。)の利子については、なお從前

2 前項に規定する個人が、施行日前に購入をした同項に規定する公債でこの法律の施行の際旧法第四条第一項及び第二項の要件を満たすものと有する場合には、当該公債について、その者が施行日において新法第四条第一項及び第二項の要件に従つて購入をしたものとみなして、これらの規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、施行日前に提出された旧法第四条第一項の特別非課税貯蓄申告書に係る新法第四条第一項の適用に関する事項その他同項の規定の適用に關する必要な事項は、政令で定める。

(個人の減価償却に關する経過措置)

第四条 施行日前に旧法第十一一条第一項の表の第六号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をされる当該減価償却資産については、なお從前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十三条の一、第十一一条の二から第十四条まで、第十六条、第十六条の二、第二十八条の三(新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)の

(所得税の特例に関する経過措置の原則)  
**第一条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるもの  
を除くほか、昭和五十八年分以後の所得税につ  
いて適用し、昭和五十七年分以前の所得税につ  
いては、なお従前の例による。**

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号

規定の適用については、新法第十条の二第一項及び第三項中「次条」とあるのは、次条(租税特別措置法)一部を改正する法律(昭和五十八年法律第5号。以下「昭和五十八年改正法」という。)附則第四条第一項を含む。」と、新法第十三条の二第一項中「前条」とあるのは、前条(昭和五十八年改正法附則第四条第一項を含む。)と、新法第十二条第一項中「前一条」とあるのは、「前二条(昭和五十八年改正法附則第四条第一項を含む。)」と、新法第十二条の二第一項及び第四項中「前三条」とあるのは、「前三条(昭和五十八年改正法附則第四条第一項を含む。)」と、新法第十二条の三第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第二項、第十六条第一項及び第十六条の二第二項中「第十一」とあるのは、「第十一(昭和五十八年改正法附則第四条第一項を含む。)」と、新法第二十八条の三第三項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第二項中「第十条の二から」とあるのは、「第十条の二、第十一(昭和五十八年改正法附則第四条第一項を含む。)」と、新法第十二条の二第二項に規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器をそに規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第十二条の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者に該当する個人が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた場合について、なお従前との例による。

5 新法第十二条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器をそに規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合について、なお従前の例による。

事業合理化用機械等について適用し、旧法第十三条の三第一項に規定する中小企業者に該当する個人が施行日前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。

新法第十三条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械装置等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三条第一項に規定する機械装置等については、なお従前の例による。

新法第十三条の二第一項の規定は、施行日以

ついて適用し、個人が施行日前に旧法第十六条の二第一項各号に掲げる認定を受けた場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3 新法第三十七条の七から第三十七条の九まで  
の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十  
七条の七第一項に規定する土地等の同項に規定

住宅取得控除に関する経過措置

**第七条** 新法第四十一条から第四十二条の三まで

の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定する家屋を施行日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について

適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する家屋を施行日前に同項の定めるところでは

一の家庭が銀行に預金を預けた場合におけるその者の者の居住の用に供した場合におけるその者の昭和六十年分までの各年分の所得税につい

者は同法第四十一条の二(これらの規定を租税特別措置法の一部を改正する法律

(昭和五十七年法律第八号)附則第十一條第二項  
の規定による(第1項第2号)の場合は、

の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定の例による。

(農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例に関する経過措置)

第八条 新法第四十一条の九第一項の規定は、個人の昭和五十八年分以後の所得税に係る同項の

規定による納期限の延長について適用し、昭和五十七年分以前の所得税に係る旧法第四十一条

の九第一項の規定による納期限の延長について  
は、なる所前二例に付る。





同条第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の四第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

5 新法第七十七条の五第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組員が施行日前に旧法第七十七条の五第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

6 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所持権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

7 旧法第八十二条第一項の森林組合で施行前に森林組合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第四条第二項の認定を求めたものが、当該認定を受けて合併をした場合における旧法第八十二条の二第一項に規定する登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）

第十七条 旧法第八十八条の四の規定に該当する自動車で、同条に規定する期間内にその製造に

係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに係る物品税については、なお従前の例による。

施行日前にした行為及び前項の規定によりな  
お従前の例によることとされる物品税に係る施  
行日以後にした行為に対する罰則の適用につい  
ては、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過  
措置)

第十八条 施行日前に旧法第九十条第一項の規定

正法附則第二十一条第三項の規定を含む。)

**第二十条** 税特別措置法の一部を改正する法律  
（昭和五十六年法律第三十二号）の一部を次のよう

に「(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第号。次項において「昭和五十八年改正法」という。)附則第一条第一号に定める日前に前三項に規定する現物出資をする場合に限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第三項から第五項までの規定の適用がある場合（昭和五十八年改正法附則第一条第一号）

に定める日以後に第三項から第五項までの規定に規定する現物出資をする場合に限る。)に

二月三十一日」を「昭和六十三年十二月三十一日」に改め、同条第五項及び第六項に係る部分中「昭和五十九年一月一日」を昭和六十二年二月一日に改める。

附則第一條第二号中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改める。

附則第七条第一項中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に、「昭和六十年十一

二月三十一日」を「昭和六十三年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和五十八年十二月

三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改める。

附則第二十一条第一項中「昭和五十九年一月一日」を、昭和六十二年一月一日に、「昭和六十

年十二月三十一日(を)昭和六十三年十二月三十日」に改め、同条第二項中「昭和五十八年十二月三十日」を削除する。

月三十日」を「昭和六十一年十二月三十日」に改める。

第二十二条（税金等の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八号）の一部を次のように改する。）

附則第三条中「同年十二月三十一日」を「同年  
三月三十一日」に改める。

附則第四条第三項中「(昭和五十七年法律第五十五号)」を削る。

**附則第五条第四項及び第十四条第四項中「昭和五十七年法律第四十三号」を削る。**

附則第十八条第六項中「適用がある場合」の下

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号

### 租税特別措置法の一部を改正する法律案外三件



## (日本専売公社法の一部改正)

第二条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 公社は、昭和五十八事業年度及び昭和五十一年事業年度について、第四十三条の十三第一項の規定により納付する専売納付金のは

か、小売人に売り渡した製造たばこ及び国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこの本数(昭和五十八事業年度にあつては、政令で定める期間内において売り渡したこれらの製造たばこの本数とする。)を〇・三四円に乘じて得た額に相当する金額を当該事業年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

附則第五項及び第六項を次のように改める。

前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、刻みたばこ、パイプたばこ及び葉巻たばこの本数の算定については、それぞれその一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

6 附則第四項の規定により国庫に納付する金額は、第四十三条の十三第二項から第四項までの規定並びにたばこ専賣法第三十四条第一項及び製造たばこと定価法第三条の規定の適用については、第四十三条の十三第一項の規定により納付する専売納付金とみなす。

附則第七項を削る。

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

審査報告書  
この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月三十日  
大蔵委員長 戸塚 進也  
参議院議長 德永 正利殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る見地からするチョコレート菓子、たばこ、金属加工機械等の関税率の撤廃又は引下げを図るとともに、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度の新設並びに昭和五十八年三月三十日に適用期限の到来するアルミニウムの塊等に係る関税の減免還付制度及びどうもろこし等の暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税暫定措置法について、旅行者の携帯輸入物品に係る簡易税率の引下げ等を図るため関税定率法について、それぞれ所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法律施行に伴う昭和五十八年度一般会計分の関税減収見込額は、約二百六十億円である。

二、附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、関税率の引下げに当たつては、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質改善を図るとともに、国民経済的觀点について国民生活の安定に寄与するよう努めること。

二、税關業務の増大、複雑化にかんがみ、不斷に通關制度等の見直しを行うことにより、その効率的、重点的運用を図るとともに、税關職員について、その待遇の改善に努めること。

右決議する。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月二十四日  
参議院議長 德永 正利殿

## 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表の付表第三号中「四〇%」を「三五%」に改め、同表第四号及び第五号を次のように改める。

四 革製ハンドバッグ(一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額を超えるものに限る。)

五 次に掲げる物品

(1) 香水

(2) 貴金属、これを張った金属、貴石、半貴石又は真珠を用いた身辺用細貨類、細工品その他の製品(理化学用又は工業用のものを除く。)及び貴金属をめつきした身辺用模造細貨類で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額を超えるもの

(3) さんご、ぞうげ又はべつこうの製品で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額を超えるもの

(4) メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含むものとし、喫煙用のものに限る。)で、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額を超えるもの

六 第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第六条の二中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同条に次の二号を加える。

三 政令で定める當農作業のために使用する機械類(当該當農作業の生産性の向上のために欠くことができないものに限る。)

第六条の四中「昭和五十八年三月三十一日までに」を「昭和五十九年三月三十一日までに」、「安

定基本計画において」を「安定基本計画に基づき」、「行うべきものとされている」を「行つた」に改め、「合計数量に」の下に「同計画に基づき同年四月一日から六月三十日までの間に処理を行つべ

きものとされている設備に係るアルミニウムの塊の年間生産能力の合計数量をえた数量に」を加える。

第七条第一項及び第四項並びに第七条の二第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第八条を削り、第七条の五第二項中「第八条の二」を「次条」と改め、同条を第八条とし、第七条の四を第七条の五とし、第七条の三の次に次の一条を加える。

(中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付)

第七条の四 石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する石油精製業を営む者(以下この項において「石油精製業者」という。)が、本邦において関税納付済み原油等から製造された常圧蒸留重質軽油、常圧蒸留残油その他の政令で定める原料油(以下この項において「原料油」という。)を、税関長の承認を受けた製造工場で、昭和五十九年三月三十一日までに、第一号に掲げる装置に投入して同号に定める石油製品を製造した場合又は第二号に掲げる装置に投入して同号に定める石油製品でその残留炭素割合が政令で定める率以上のもの(以下この項において「高炭素重質油」という。)を製造した場合若しくは同号に掲げる装置に投入して同号に定める石油製品でその残留炭素割合が当該政令で定める率に満たないもの(以下この項において「低炭素重質油」という。)を製造した後これに高炭素重質油とするための調製その他の政令で定める調製(以下この条において単に「調製」という。)を加えた場合には、政令で定めるところにより、第一号に定めた金額に相当する関税を、第二号に定める石油製品であつては、その製造された高炭素重質油の数量又はその製造後調製が加えられた低炭素重質油の数量に粘度緩和率(同号に定める石油製品の動粘度が当該石油製品の原料油の動粘度に対して低下した割合に見合うものとして政令で定める算式により計算して得た割合をいう。)を乗じて得た数量(以下この項において「粘度緩和調整済み数量」という。)につきそれぞれ一キロリットル当たり三百円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油精製業者が当該原料油の原料となつた関税納付済み原油等に係る関税の納税者でない場合にあつては、当該関税納付済み原油等につき当該石油精製業者が当該関税を納付したものとみなして、当該石油精製業者に還付する。

一 水素化分解装置、接触脱硫装置、直接式水素添加脱硫装置、間接式水素添加脱硫装置そのものであつて、政令で定める規格を有するものに限る。)

二 減圧残油水素添加脱硫装置、直接式水素添加脱硫装置、間接式水素添加脱硫装置その他の政令をいう。

二 動粘度 日本工業規格に定める石油製品の動粘度試験方法による測定をした場合において石

油製品につき算出される当該石油製品の粘度を密度で除して得た値をいう。

第一項の規定は、直接式水素添加脱硫装置又は間接式水素添加脱硫装置により同項第一号に定める石油製品の製造が行われた場合又は同項第二号に定める石油製品で高炭素重質油であるものの製造が行われた場合若しくは同号に定める石油製品で低炭素重質油であるものの製造が行われた後これに調製が加えられた場合であつて、これらのそれぞれの装置に係る月中の同項第一号に定める石油製品の製造数量と同項第二号に定める石油製品の粘度緩和調整済み数量とを合算した数量を、同月中に当該それぞれの装置に投入した原料油の数量で除して得た値が、それぞれ大蔵省令で定める割合を超えない場合においては、適用しない。

4 第一項の規定による還付を受けようとする者は、同項第一号に定める石油製品にあつては月中の製造数量、同項第二号に定める石油製品にあつては月中の高炭素重質油の製造数量、調製を加えた低炭素重質油の数量及びこれらの粘度緩和調整済み数量のほか政令で定める事項を記載した届出書を、同項第一号に定める石油製品にあつてはこれを製造した月の、同項第二号に定める石油製品にあつては高炭素重質油を製造した又は低炭素重質油に調製を加えた月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税關に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第九条第一項中「第七条の四第一項若しくは第八条第一項」を「若しくは第七条の五第一項」に、第七条の四第一項又は第八条第一項を「又は第七条の五第一項」に改めを削る。

第十条第一項中「前条第一項ただし書」を「前条ただし書」に、「同項」を「同条」に改め、同項第一号中「第七条の四第一項又は第八条第一項」を「又は第七条の五第一項」に改め、同条第一項を削る。

第十条の二中「第七条の四第一項若しくは第八条第一項」を「若しくは第七条の五第一項」に改め。

第十二条第一項中「又は第七条の三第一項」を「第七条の三第一項及び第七条の四第一項」に改める。

第十二条第一項又は第八条第一項を「又は第七条の五第一項」に改める。

別表第一第一〇二・〇二号中

A	にしん(クルベア属の魚)及びその卵、 たら(ガドウス属、テラグラ属及びメ ルルシウス属の魚)及びその卵、ぶり (セリオーラ属の魚)、さば(スコンベ ル属の魚)、いわしへトル(メウス属、 サルデイノブス属及びエンゲラウリス 属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカ ニス)を
(1)	七面鳥
(2)	あひる
(3)	その他のもの(鶏を除く。)

別表第一第一〇三・〇一号中

B	その他のもの
五%	一二・八% に改める。
一六%	一〇% を

別表第一第一〇二・〇二号中

五%	一六% を
----	-------

に改める。



昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外二件

三 菜種油及びからし種油  
（一）酸価が〇・六を超えるもの

二 その他のもの

### 三 菜種油及びからし種油

二〇

五 縫実油のうち  
酸価が〇・六を超えるもの

ム油及びハム核油

五 綿寢油

七  
やし油

八  
八二勿恤及邵八二勿核

一〇 ひまし油

(+) 酸価が○・六を超えるもの

二〇

一四 その他のもの

(2) その他のもの

○ム一  
円にキ  
つき一  
ラ

に改める。

別表第一第一〇・〇三号中「

バイナップル以外のもの

下重量のものもが  
一六%を  
(6) 以下に他のもの  
(i) 気密容器入りのもので、容器ともの一起の重量が一〇キログラム以下のもの

一六% 九%





官 報 (号 外)

昭和五十八年三月三十日 参議院会議録第九号  
租税特別措置法の一部を改正する法律案外三件

一九八



昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外三件



「一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん の 又はこくたん(しまこくたんを除く。)のも の」	六%」 に改める。
別表第一第九六・〇一号中「三三%」を「一〇%」に改める。	六%」 に改める。
別表第一第九六・〇五号中「三三%」を「六・六%」に改める。	六%」 に改める。
別表第一第九七・〇六号中	二 スキー並びにその部分品及び附属品
(1) スキー	一六%」 を
(2) 部分品及び附属品	一八%」 を
二 スキー並びにその部分品及び附属品	六%」 に改める。
別表第一第九八・〇三号中	一〇・七% を
(1) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若 しくはめつきした金属、貴石、半貴石、 真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用 いたもの	一〇% を
(2) ボールペン	一〇% を
二 その他もの	一六・一% を
(1) その他もののうち なし(バルブ状にしたものと除く。)	一五・四% を
(2) 伍詰、瓶詰又はつば詰のもの	一八・八% を
二 その他ものうち なし(砂糖を加えたもの(伍詰、瓶詰又はつば詰のものと除く。)以外のものに限るものとし、バルブ状にした ものを除く。)	一一六・一% を
別表第一第九八・〇四号中「一六%」を「四・九%」に改める。	一〇% を
(1) 銀若しくは白金族の金属、これらの金属 を張り若しくはめつきした金属、貴石又 は半貴石を用いたもの	一〇% を
(2) その他もの	一〇% を
三 その他ものうち なし(バルブ状にしたものと除く。)	一〇% を
別表第一第九八・〇一〇号中	一一・一% を
(1) 携帯用ガスライター	一一・五% を
(2) その他のライター	一一・五% を
三 その他ものうち なし(バルブ状にしたものと除く。)	一一・五% を
別表第一第九八・一一号中	一〇% を
(1) 銀若しくは白金族の金属、これらの金属 を張り若しくはめつきした金属、貴石又 は半貴石を用いたもの	一〇% を
(2) その他もの	一〇% を
三 その他ものうち なし(バルブ状にしたものと除く。)	一〇% を
別表第一第九八・一一号中	六・二%」 に改める。
(1) 木製の喫煙用パイプ、シガーホルダー 及びシガレットホルダーハー	六・六%」 に改める。
その他もの	六・六%」 に改める。
別表第一第九八・一二号中「一六%」を「六・六%」に改める。	六・六%」 に改める。
別表第一第九八・一四号中「三三%」を「六・六%」に改める。	六・六%」 に改める。
別表第一の二第二〇一・〇一号、第〇八・〇九号、第一五・〇七号、第一五・〇八号、第一五・一 の二第二〇一・〇一号、第〇八・〇九号、第一五・〇七号、第一五・〇八号、第一五・一	九%」 を削る。
別表第一の二第三七・〇一号、第三七・〇二号、第三七・〇四号、第三七・〇五号及び第三七・ 〇七号を削る。	九%」 を削る。
別表第一の二第三九・〇一号中「(1) その他のもの」を「(2) その他のものうち」に 削る。	九%」 を削る。
シリコーンのもの	九%」 を削る。
その他のもの	九%」 を削る。
その他もの(シリコーンのものを除く。)	九%」 を削る。
別表第一の二第四〇・一一号中「乗用自動車(バスを除く。)用のもの(新品のものに限る。)」を「新 品のもの」に改める。	九%」 を削る。
別表第一の二第四四・二七号を削る。	九%」 を削る。

別表第一の二第四四・二八号を次のように改める。

四四・二八 その他の木製品

一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品

口 その他のもの

B その他のもの

五 その他のもの

(一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

別表第一の二第四八・〇五号を削る。

別表第一の二第四八・〇七号中

九 その他のもの

歴青物質を塗布したもの及びバライタ

六・二% を

歴青物質を塗布したもの及びバラ

六・二% を

九 その他のもの

歴青物質を塗布したもの及びバライタ

六・六% を

に改める。

六一・〇一 女子用又は乳幼児用の外衣類

一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきし

六・一% を

別表第一の二第六一・〇五号を削る。

別表第一の二第六一・〇六号中

一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきし

一一・一% を

別表第一の二第六一・〇六号中

一 毛皮付きのもの及び貴金属、貴石、半貴石又は

真珠を用いたもののうち

に改める。

別表第一の二第六一・一一号中「以外のもの」の下に「毛皮付きのものに限る。」を加える。

別表第一の二第六五・〇三号中

一 貵金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの

一四・八% を

削る。

別表第一の二第六五・〇四号中

一 貵金属、これを張り若しくはめつきしたもののうち

一一・一% を

削る。

別表第一の二第六六・〇一号中

一 貵金属、これを張り若しくはめつきしたもののうち

一一・一% を

別表第一の二第七〇・〇八号を次のように改める。

七〇・〇八 安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定

の形状にしたものであるかどうかを問わない。)のうち

自動車用の合わせガラス以外のもの

七・九% を

別表第一の二第七一・〇一号中

一 貴金属、これを張り若しくはめつきしたもののうち

三・一% を

別表第一の二第七〇・一三号を削る。

二 その他のもののうち

ダイヤモンドのもの

三・五% を

別表第一の二第七一・一四号中

一 貴金属、これを張り若しくはめつきしたもののうち

三・五% を

別表第一の二第七一・〇三号中「合成のダイヤモンドのもの及び水晶のもの」を改める。

別表第一の二第七一・一五号中

一 貴金属、これを張り若しくはめつきしたもののうち

三・一% を

削る。

別表第一の二第七四・一五号中

一 貴金属をめつきしたもののうち

一〇・七% を

削る。

別表第一の二第七四・一八号中

一 貴金属をめつきしたもののうち

一一・八% を

削る。

別表第一の二第七四・一九号中

一 貴金属をめつきしたもののうち

一一・六% を

削る。

別表第一の二第七五・〇四号中

一 ニッケル合金のもの

一一・二% を

別表第一の二第八二・〇九号中〔一〕貴金属をめつした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの〔一・一・一%〕を削る。

別表第一の二第八二・一三号から第八二・一五号までの規定中〔一〕貴金属をめつした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの〔一・一・一%〕を削る。

ぞうげ又はべつこうを用いたもの〔一・一・一%〕を削る。

別表第一の二第八三・〇一号中〔一〕貴金属をめつしたものの〔一・一・一%〕を削る。

別表第一の二第八三・〇二号中〔一〕貴金属をめつしたものの〔一・一・一%〕を削る。

別表第一の二第八三・〇六号中〔一〕貴金属をめつしたものの〔一・一・一%〕を削る。

一 冷蔵庫

三・一% を

一 冷蔵庫のうち 有効内容積が〇・八立方メートルを超えるもの冷凍専用のものにあつては、有效内容積が〇・八立方メートル以下のもので〇・四立方メートルを超えるものを含む。)

別表第一の二第八四・四〇号中〔洗たく機〕を「洗濯機」に、〔一〕電気洗たく機及びその部に改める。

別表第一の二第八四・四〇号中〔洗たく機〕を「洗濯機」に、〔一〕電気洗たく機及びその部に改める。

別表第一の二第八四・四〇号中〔洗濯機〕を「洗濯機」に、〔一〕電気洗たく機及びその部に改める。

削る。

別表第一の二第八四・五九号中〔六 原子炉及びその部分品 原子炉用核燃料要素及びその集合体〕を「定格冷房消費電力が三キロワットを超えるコンプレッサー式」に改める。

別表第一の二第八四・五九号中〔六 原子炉及びその部分品 原子炉用核燃料要素及びその集合体〕を「定格冷房消費電力が三キロワットを超えるコンプレッサー式」に改める。

八・六% を



削る。

別表第一の二・二第九八・一四号中「貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠」を

ご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの」を削る。

別表第一の三第三〇三・〇一号中「にしん及びたら並びにこれらの卵」を「たら及びその卵並びににしん」に改める。

別表第一の三第三〇三・〇一号中「その他のもの(にしん(クルペア属の魚)のものを除く。)」を

削る。

別表第一の三第三〇八・〇一号中「ブラジルナット及びグアバ並びにアボカドー、マンゴー及びマングスチン(生鮮のものに限る。)」を「及びブラジルナット」に改める。

別表第一の三第三〇八・〇一号中「レモン及びライム」を

削る。

別表第一の三第三〇八・〇四号及び第三〇八・〇五号を削る。

別表第一の三第三〇八・〇一〇号中「ベリー(ストロベリー)を除く。」を

削る。

別表第一の三第三〇八・一二号、第二一二・〇三号及び第一五・〇三号を削る。

別表第一の三第三一五・〇五号中「その他もの」を

削る。

別表第一の三第三一五・〇七号を次のように改める。

一五・〇七 植物性油脂(精製してあるかどうかを問わない。)

八 パーム油及びパーム核油のうち

パーム油

別表第一の三第三一七・〇四号、第一八・〇六号、第一九・〇一号、第一九・〇八号及び第二〇・〇七号を削る。

別表第一の三第三一七・〇七号中「ビーンズ」を

スイートコーンのもの

植物性たんぱく

スイートコーンのもの

チューインガム

スイートコーンのもの

一七・二%」を

スイートコーンのもの

一七・二%」を

スイートコーンのもの

一七・二%」を

改める。

② 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超える)

三〇〇グラム以下のものに限る。)のうち

グラフト紙(重袋用のものに限る。)

五号、第八五・一三号、第九〇・〇三号、第九八・〇三号及び第九八・一一号を削る。

別表第一の四中「第七条の五」を「第八条」に改め、同表第十二号から第十五号までを削り、同表第十六号中「関税率表第八五・一五号の一及び二に掲げる物品並びに同号の五」を「関税率表第八五・一五号の五」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十七号から第二十三号までを四号ずつ繰り上げ、同表第二十四号を削る。

別表第二第〇八・〇五号中「五%」を「三%」に改める。

別表第二第〇八・〇一・六%」を「七%」に改める。

別表第二第〇・〇六号中「かん詰、びん詰」を「缶詰、瓶詰」に、

別表第二第〇・〇六号中「一・八%」を

ジルナット、マカト、ヘーゼル

マカダミアナット(バルブ状にしたもの)を除く。)を

ココヤシの実、ブラジルナット、パラ

ダイスナット、マカダミアナット(バルブ状にしたものに限る。)及びヘーゼルナット

マカダミアナット(バルブ状にしたもの)を除く。)を

一一・八%



用期限の延長等を行つております。

また、旅行者の携帯輸入物品に係る簡易税率の引き下げを行う等の措置を講ずるものであります。

災害被災者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案は、災害被災者の負担を軽減するため、一定の要件に該当する被災自動車について、自動車重量税を還付する措置を講ずるものであります。

委員会における以上四案の質疑につきましては、臨調答申に言う「増税なき財政再建」の意味、昭和五十八年度における所得税減税の時期、規模、グリーンカード制実施延期の是非と影響、企業関係の租税特別措置の整理合理化、輸入たばこ関税引き下げに伴うわが国たばこ耕作者等への影響、専売納付金率法定化の意義、喫煙と健康の諸問題、貿易摩擦問題への対応姿勢、租税引き下げが国内産業に与える影響とその対処策、最近における災害減免法の適用状況等の質疑が行われ、租税特別措置法改正案については、参考人として本下税調会長代理、齋藤立大教授、畠山立大教授より意見聴取を行いましたが、その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、四案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鶴山篤委員より、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治委員より四案に賛成、公明党・国民

会議を代表して塙出啓典委員より、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より災害減免法改正案を除く三案に反対、民社党・国民連合を代表して柄谷道一委員より、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案の二案に反対、他

の二案に賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案、関税定期改正案等改正案については多数をもって、災害減免法改正案は全会一致をもって、四案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、租税特別措置法改正案につきましては、景気浮揚に役立つ相当規模の所得税減税の促進等の附帯決議が、製造たばこ定価法等改正案については、安易に納付金特例措置をとらないよう財政健全化に努めること等の附帯決議が、また関税定期法等改正案には、関税率の引き下げに当たつて国内産業、国民生活に配慮すべきである等との結論として景気停滞は長期化し、五十六年度以降巨額な税収欠陥に陥っているのであります。その結果、政府の財政再建の目標が大幅な狂いを見せ、五十九年度はもとより、現在、赤字公債脱却の時

期的めどさえ明らかにできない状況にあります。このように、国民に対しては高負担、低福祉を強要し、地方で財政危機を一層深刻化した自民党政府の責任は重大であり、いまこそ国民の前に、政治公約をほごにした原因とその責任の所在を明らかにすべきだと思います。

〔鈴木和美君登壇 拍手〕

○鈴木和美君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案の両案に対し、反対の討論を行ふものであります。

周知のように、自民党政府は五十九年度赤字公債脱却を政治公約に掲げ、ここ数年間、所得税減税実現を求める強い国民の声を無視する一方、物税などの間接税の大増税と各種公共料金の軒並み値上げなど、国民に過酷な負担を求めてきております。また、歳出面におきましては、防衛関係費の伸びを突出させ、国民生活に直結する諸経費を削減するなど、福祉後退、軍拡指向の財政運営を続けてまいりました。

しかしながら、世界的な不況が続く中で、かかる国民生活を無視した財政運営ではわが国経済の活性化を図ることは不可能であり、その当然の帰結として景気停滞は長期化し、五十六年度以降巨額な税収欠陥に陥っているのであります。その結果、政府の財政再建の目標が大幅な狂いを見せず、不公平が拡大しているときえ言えるのであります。

以上の立場から、まず租税特別措置法改正案について申し上げます。

最初に企業関係税制についてであります。政府はその整理合理化の推進に努めたと言われます。しかし、実態はスクラップ・アンド・ビルトの原則を遵守すべき政策税制について、二項目は廃止したもの、新たに五項目を創設するなど、

また、所得税の実質増税が進む中で、財界に肩入れした臨調の「増税なき財政再建」の名のもとに、大法人に対する増税は一切見送られていることと國民には納得しないところであります。私どもが主張してまいりましたよろた、法人税に累

進税率を導入したり、受取配当益金不算入制度を廃止すれば、約一兆八千億円の財源が確保されるのであります。政府は、直ちにわれわれの主張を検討し、その実現に向けて努力すべきであります。

次に、グリーンカード制度についてであります。本制度は、税負担の公平を確保するため、利子配当所得などの総合課税化を基本理念として、五

十九年から実施することが決まっていたものであります。しかしながら、脱税預金などの露見を恐れた一部の悪質高額所得、高資産家が制度実施に強く反発したこともあり、実施に踏み切った場合の法的安定性の確保がむずかしいといったきわめ年間延期するという暴挙に出たことは言語道断であります。

かかる不条理がまかり通れば、国民の公平な税制確保についての期待が裏切られ、今後におけるほかの不公平税制の是正に対する重大な支障となることは避けられません。その点からもグリーン

カード制の凍結解除を早急にすべきであります。しかも、その凍結期間中においては高資産家優遇の利子配当所得に係る分離課税の税率を少なくとも引き上げるべきであると考えます。しかも、五十二年度を最後に、六年の長期にわたり所得税減税が見送られており、このことはいまや新たな不公平税制として放置できない問題となっているのであります。

なお、この問題は、衆議院で、「五十八年度に相当規模の所得税減税を実施するため最大限の努力を行う」という与野党合意がなされました。そこで、その財源対策があいまいであります。これが国会運営のためのまやかしや、来るべき一連の選挙対策としてのたばこ定額の単なるリップサービスに終わることのないよう、注意深く政府の対応を監視していく必要があります。

また、所得税減税の内容について、所得税の最高税率を歐米並みに引き下げるところを取りざたされています。しかし、この問題が提起された源泉

をたとえば、渡辺前大蔵大臣が、グリーンカード制の実施とあわせて考へたいとの意向を示したことを由来するものであります。だとすれば、グリーンカード制実施が凍結されれば、当然、税率緩和の必要性はなくなるものであり、その点からも、五十八年度所得税減税の内容自体に対しても、その帰趨に注目してまいらなければなりません。

今回の政府の身勝手な増税によって、製造たばこの販売本数は五十七年度に比べて四十億本も減少すると見込まれておりますが、それに伴う工場の操業度の低下や、葉たばこ耕作者などのたばこと事業関係者への影響ははかり知れないものがあることを政府はどうほど認識しているのでしょうか。

他方、今回とられた住宅建設並びに中小企業設立の促進に資するための措置が盛られている。ささらに許せないのは、値上げによって公社に帰属すべき増収分を、二年一度に限つたとはいえ、国庫に納入させようとしていることであります。五十五年度に納付金率法定化制度の導入が行われておりますが、この目的は、たばこの定価に占める

力を要請され、一層厳しい経営責任を負わされているのであります。日夜、公共性と企業性の調和を求めて働く公社職員の労働意欲をも著しく喪失させることになります。

政府は、今回の定価改定の理由の一つとして、たばこの小売定価の適正化を掲げておますが、それは単なるまやかしであり、眞のねらいは、みずから招いた財政危機のツケを、財政専売物資を隠れみのとして個人の負担に押しつけようとするものにはなりません。現に、過去数度の定価改定に至る物価上昇率と、前回五十五年度から現在までの物価上昇率とを比較しましても、わずか四年間に二度も値上げをするほどの必然性は見当たりません。

また、幾つかの重要な問題点を指摘いたしましたが、本日、自民党多数のもとで両改悪案は成立することが避けられないことに強い憤りを覚え、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

以上、これまでの議論をまとめておきたいと思います。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

次に、關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を

改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、災害被災者に対する租税の減免、雑取扱

予等に関する法律の一部を改正する法律案の採決

をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、災害被災者に対する租税の減免、雑取扱

予等に関する法律の一部を改正する法律案の採決

をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、災害被災者に対する租税の減免、雑取扱

予等に関する法律の一部を改正する法律案の採決

をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、災害被災者に対する租税の減免、雑取扱

予等に関する法律の一部を改正する法律案の採決

をいたします。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

改正する。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月三十一日

附則第六項中「昭和五十八年三月三十一日までの間は」を「当分の間」に改める。

附則第四項中「昭和五十八年三月三十一日ま

る」を「当分の間」に改める。

議院運営委員長 斎藤 十朗

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律(昭和五十六年法律第九十七号)の一

部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和五十八年三月三十一日ま

での間は」を「当分の間」に改める。

本法律案は、国会議員の歳費月額を、なお当

分の間、八十八万円に据え置くこととするなど

もに、政務次官、内閣官房副長官及び総理府総

務副長官のうち国会議員から任命されたものの

俸給月額についても、同様の措置を講じようと

するものであり、妥当な措置と認める。

一 費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

○議長(徳永正利君) この際、日程に追加して、

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とす

ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員

長斎藤十朗君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案

昭和五十八年三月二十四日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしま

た。

委員会におきまして審査の結果、本法律案は可

決すべきものと全会一致をもって決定いたしま

議員	議長 徳永 正利君	副議長 秋山 長造君	議名 義治君	議員	議長 徳永 正利君	副議長 秋山 長造君	議名 義治君
馬場 通子君	高木 健太郎君	鶴岡 洋君	峯山 昭範君	中野 鉄造君	太田 淳夫君	宮崎 正義君	藤原 房雄君
渡部 通子君	高木 健太郎君	鶴岡 洋君	峯山 昭範君	小西 博行君	中村 錠一君	堀江 正夫君	黒柳 明君
馬場 富君	高木 健太郎君	伊藤 郁男君	堀江 正夫君	中野 明君	井上 計君	降矢 敬雄君	藤井 恒男君
渡部 通子君	高木 健太郎君	伊藤 郁男君	堀江 正夫君	中野 明君	井上 計君	降矢 敬雄君	平井 卓志君
馬場 富君	高木 健太郎君	伊藤 郁男君	堀江 正夫君	中野 明君	井上 計君	降矢 敬雄君	鈴木 一弘君
渡部 通子君	高木 健太郎君	伊藤 郁男君	堀江 正夫君	中野 明君	井上 計君	降矢 敬雄君	柏原 ヤス君
馬場 富君	高木 健太郎君	伊藤 郁男君	堀江 正夫君	中野 明君	井上 計君	降矢 敬雄君	三木 忠雄君
渡部 通子君	高木 健太郎君	伊藤 郁男君	堀江 正夫君	中野 明君	井上 計君	降矢 敬雄君	坂元 親男君
馬場 富君	高木 健太郎君	伊藤 郁男君	堀江 正夫君	中野 明君	井上 計君	降矢 敬雄君	柄谷 道一君

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

昭和五十八年三月二十一日 参議院会議録第九号

## 議長の報告事項





付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。  
備臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)審査報告書

同日議長は、元議員上原正吉君に対しさきに議決した弔詞を贈呈した。

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

仲川 幸男君 植垣徳太郎君  
川原新次郎君 泰野 章君

商工委員

大城 真順君 遠藤 政夫君  
大城 真順君 宮澤 弘君

農林水産委員

鈴木 正一君

衛藤征士郎君 中山 太郎君

川原新次郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価等対策特別委員

和田 静夫君 対馬 孝巳君

議院運営委員

辯任

宮本 顯治君 近藤 忠孝君

和田 静夫君

門口 恵造君



報 (号外)

予算委員 柳澤 錄造君  
伊藤 郁男君

地方行政委員

小欠補

沓脱タケ子君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

原田 立君 大田 浩君 同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

以應  
宮澤  
山田  
弘君  
讓君

同上  
海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法  
第三二一号）審査報告書

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

補欠

補欠  
正する法律案(閣法第二号)審査報告書

六  
よつて議長は毎日これが委員会で不詮ひに  
宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に  
ち上げられた物体の返還に関する協定の締結に  
ついて承認を求める件(閣第第一〇号)

立木 洋君  
補欠  
予算委員  
内務省  
内閣  
國會法第四十二條第三項の規定によるもの

柳澤 錄造君 小笠原貞子君 加藤 武徳君

(第八号) 審査報告書

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案  
(閣法第一七号) 審査報告書

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する  
条約について承認を求めるの件（閣案第

補欠

藏内 修治君  
佐藤 昭夫君  
八号) 審査報告書  
地方税法等の一部を改正する法律案(關法第一)

外務委員会に付託

## 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案

補欠  
福田 宏一郎

**補欠  
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法）**

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律(閣法第五二号)

国会法第三項によるもの規定期二

第一二号)審査報告書  
製造たばこ定価法及び日本専元公社法の一部を  
改正する法律案(閣法第一三二号)審査報告書

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の選任を許可し、その補欠を指名した。

玉置和郎君  
和田 静夫君

村上正邦君  
樋原清君  
の法律案(閣法第三六号)審査報告書  
災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に

関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二二）

二二号)審査報告書

同日人事院總裁から、國家公務員法第百三十三条第九

項の規定に基づく昭和五十七年の營利企業への就

本日委員長から次の報告書が提出された。

## 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案(衆第五号)審査報告書

第七回上

行段少々

四三  
しかし。

昭和五十八年三月三十一日 参議院会議録第九号

明治二十五年三月三十日  
種郵便物認可日

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 三四一(大代) 〒 105
定価 三三〇円